

北星信用金庫 ディスクロージャー 2025

HOKUSEI SHINKIN REPORT

第74期：令和6年4月1日～令和7年3月31日





ごあいさつ

平素より北星信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も当金庫の経営内容、事業活動等についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、我が国経済は、日本銀行による金利正常化から金利のある世界が戻ってきたことに加え、過年度から継続する国際的な地政学リスクも未だ顕在化している状況の中、今年度に入り、米国によるトランプ関税が発動されたことにより更に不透明感が増し不安定な情勢が続いています。

当地域におきましても、人口減少、少子高齢化や採用難による人手不足などの構造的な問題に加え、原材料・燃料価格の高止まりなど厳しい状況が続いています。

このような環境の中、令和6年度の当金庫の業績は、預金期中平均残高は前期比1.30%増加の3,037億円、貸出金期中平均残高は前期比3.73%増加の1,170億円、当期純利益は993百万円を計上いたしました。また、経営の安全性を表す自己資本比率は国内基準の4.00%を十分に上回る水準の16.50%となりました。これらはひとえに地域の皆様のご支援のおかげであり、深く感謝申し上げます。

令和7年度は、新3か年経営計画「北星しんきん『未来を拓く変革への挑戦』(～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～)」の2年度目にあたります。今年度から「強い絆と心からの感謝」を加え、より一層お客さまの声に耳を傾け共に未来を切り拓き、地域に根差した真の協同組織金融機関として、役職員一丸となり、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の持続的発展成長を目指しております。

そして、地域にとって最も身近で安心して頼れる金融機関となるために、皆様のご期待に応えてまいりますので、より一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

北星信用金庫 理事長 **岡田 伸一**

目次



- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 ごあいさつ | 13 営業地区・店舗 |
| 2 基本方針・経営理念、
北星信用金庫の概要 | 15 主要な事業 |
| 3 北星信用金庫と地域社会 | 16 沿革・あゆみ |
| 5 地域密着型金融の取り組み | 17 リスク管理・法令等遵守の体制 |
| 9 事業の概況 | 19 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 |
| 10 役員・組織図 | 20 個人情報の保護について |
| 11 総代会について | 21 自己資本の充実の状況等について |
| | 41 資料編 |

基本方針

中小企業並びに地域大衆の真の郷土金融機関として
地域産業経済向上のために全力をあげて金融の円滑を図り、
以って地域社会の発展、成長に奉仕する。

経営理念

1. お客様を大切にし、誠意を込めた奉仕に努めます。
2. 社会的責任を重んじ、専門性を備えた人材を育成します。
3. 職員の幸せのために、働きがいのある職場を作ります。



下川町：しもかわ珊瑚湖（サンルダム）

北星信用金庫の概要（令和7年3月31日現在）

名 称	北星信用金庫
所 在 地	名寄市西2条南5丁目5番地
電 話	01654-2-1111
創 立	昭和26年5月9日
預 金	3,074億円
貸 出 金	1,260億円
出 資 金	751百万円
常 勤 役 職 員	174名

まごころ、きらり



北星信用金庫

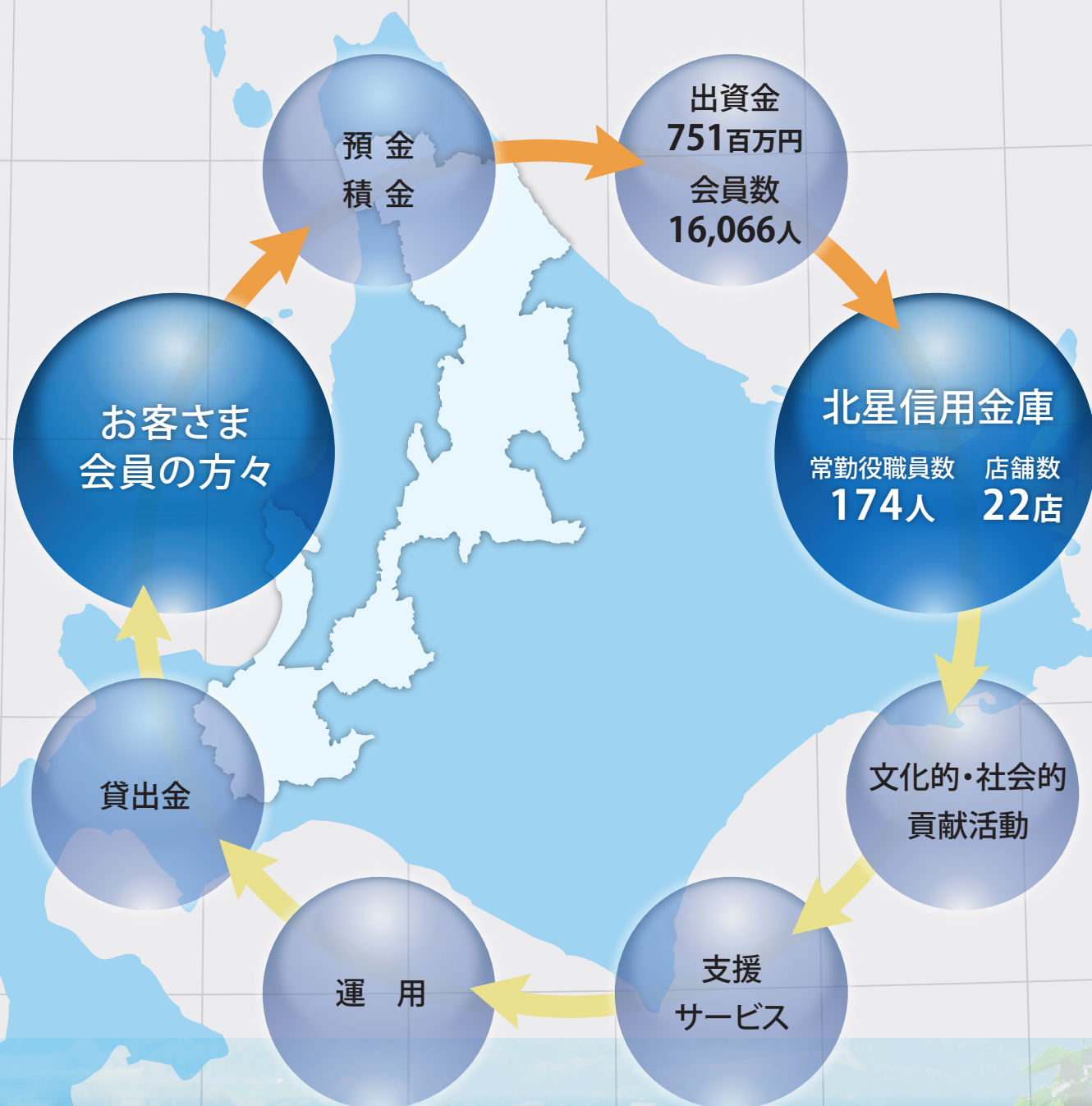
シンボルマーク

「北に輝く星」をモチーフにやわらかな曲線の大きな二つのリングが∞（無限大）に結び合い共鳴し外へ向かって広がって行くようすを表現しています。

丸みを帯びた底辺に広がりをつけることで、躍動感と安定感を持たせ、地域に密着したネットワークとフットワークを表しています。

マークの色は「北星ブルー」〔和名：瑠璃色、英名：ラピスラズリ〕。「若々しい、透明性のある、天空・宇宙」を意味する色を基調としています。

まごころ、きらり 地域とともに輝く存在に。



地域社会の活性化を目指して

北星しんきんは地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を地元で資金を必要とするお客さまにご利用(貸出金)いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業の方や地元にお住まいの方々と強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めてまいりました。

また、文化・環境といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。役職員の一人一人が地域に根差した信用金庫として、より一層地域密着、地域貢献の意識を持って尽力してまいります。

お客さまの預金について

お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択していただけるよう各種預金商品を取り揃えております。



今期の決算について

令和6年度決算は、貸出金や有価証券の利息収入の増加により、経常利益1,360百万円、当期純利益993百万円を計上いたしました。

なお、金融機関の健全性を図る指標の一つである自己資本比率は16.50%で国内基準の4%を十分に上回っております。

お客さまへのご融資について

北星しんきんは、預金者の皆さまに対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、ご利用いただいております。

貸出金残高
1,260億円

預貸率
40.98%

文化的・社会的貢献活動について

地域に根差した金融機関として金融サービスの提供とともに、地域文化の発展にも貢献したいと考え活動しております。

支援サービス

地域の皆さまに金融面以外でのお手伝いができるよう、名寄市立大学や上川総合振興局との提携、ビジネスマッチングなど金融以外の分野でのお客さまへの支援を通じて地域に貢献できる体制を整備しております。

ご融資以外の運用について

お客さまからお預かりした大切な預金積金は、地域の皆さまのニーズにお応えできるように出来る限り地域に還元しておりますが、有価証券や預け金でも運用を行っております。有価証券は安全性や収益性に留意して運用しております。

有価証券残高
1,208億円

預け金残高
692億円



音威子府村：天塩川温泉

北星しんきんでは、地域経済を支えているお客さまが抱える様々な課題に対して正面から取り組み、課題解決に向けた支援を営業店・本部が一体となって継続的に実施しております。また、課題解決に向けた金融仲介機能の発揮のために、地域関係機関や外部専門機関との連携強化、事業性評価による支援力の強化に努め、地域の活性化に取り組んでおります。

「金融仲介機能のベンチマーク」は、金融機関が金融仲介機能の質を一層高めていくために、金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価する指標です。

北星しんきんの地域密着型金融の取り組み状況を、その指標を活用して紹介いたします。

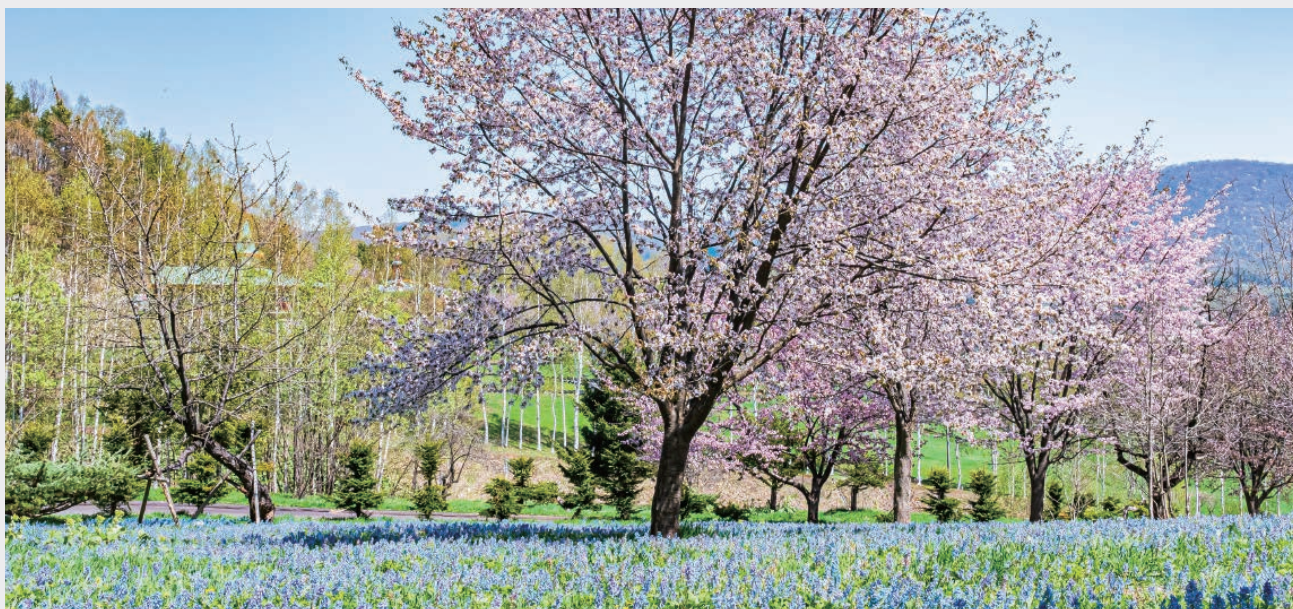
1.お客さまの課題解決支援（企業支援）

- （１）北星しんきんでは、お客さまの様々な経営課題に対し、営業店・本部（業務部・審査部・地域支援部）・外部機関等が連携し、お客さまの課題解決のための企業支援（事業承継支援、販路拡大支援、創業支援など）を行っております。

企業支援を行った回数	264回
------------	------

- （２）北星しんきんでは、お取引企業経営者の皆さまからのご相談にお応えできるよう企業支援に関連する研修や資格取得の奨励を行っております。

企業支援に関連する研修参加職員	31名
農業経営アドバイザー	15名
しんきん支援ネットワーク認定事業承継コンサルタント	11名



三笠山自然公園

2. 事業性評価の取り組み

北星しんきんでは、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、地域特性や市場規模を踏まえた上で事業内容や成長可能性を評価する取り組みを行っております。事業性評価を通じてお客さまをバックアップしております。

（１）事業性評価に基づく支援状況

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資先数	17先	11億円
全融資先数、全融資残高に占める割合	1.06%	1.47%

（２）事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行った先

事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行った先	17先
--------------------------------	-----



職員向け講習

（３）中小企業向け融資のうち信用保証協会保証付融資の割合

中小企業向け融資残高	771億円
信用保証協会保証付融資残高	85億円
信用保証協会保証付融資の割合	11.02%

（４）経営者保証に関するガイドラインの活用件数

北星しんきんでは、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談をお受けした際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定し、ホームページで公開しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の内容を十分に踏まえて、適切な対応に努めております。

新規に無保証で融資した件数	240件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.89%
保証契約を変更または解除した件数	9件

3. 新規創業等支援の取り組み

北星しんきんでは、新規に創業を計画している起業家や新事業を計画しているお客さまへの事業計画策定の支援や支援機関の紹介・連携を行っております。

	先数
創業計画の策定支援	5先
創業期のお取引先への融資（信用保証付き以外）	14先
創業期のお取引先への融資（信用保証付き）	18先

※重複あり

4. 販路拡大等支援の取り組み

（1）販路拡大支援

北星しんきんでは、地域のお客さまの販路拡大支援を行っております。道内の信用金庫や支援機関等と連携し、ビジネスマッチングの開催、道北地域連携によるイベントの共催、クラウドファンディングを活用した支援などを行っております。

販路拡大・開拓支援を行った先	13先
----------------	-----

（2）中小企業支援策の活用支援

北星しんきんでは、経営革新等支援機関としてお客さまの補助金申請支援や情報提供を行っております。加えて、税制等で優遇を受けられる国の中小企業施策の申請支援や情報提供を行い、お客さまの企業価値の向上支援に取り組んでおります。

中小企業支援策の活用を支援した先	4先
------------------	----



円山支店駐車場での物産展

（3）専門家等活用支援

北星しんきんでは、北海道や北海道信用保証協会の専門家派遣事業、信金中央金庫を介した事前コンサルティング事業を通じて、お客さまの課題解決を支援しております。

専門家等派遣実施先	16先
-----------	-----

5. 事業承継支援の取り組み

北星しんきんでは、地域の「事業」と「雇用」を守ることを目的とした円滑な事業承継を支援する取り組みとして、事業承継支援の専門機関である「一般社団法人しんきん支援ネットワーク」とともに支援活動を展開しております。具体的な取り組みとして、企業経営者の方々との個別相談や事業承継のセミナー、M&A支援を積極的に取り組んでおります。また、その専門機関と北星しんきんを含む道内6信用金庫が連携した「しんきん支援ネットワーク」を構築し、広域な中小企業同士のM&Aを支援する取り組みも行っております。

事業承継支援先（相談）	48先
-------------	-----



しんきん支援ネットワーク年次大会

6. 経営改善支援の取り組み

北星しんきんでは、お客さまの様々な経営課題を解決するために、外部専門家の派遣や経営改善計画の策定支援、貸付条件の変更により業況改善に向けた支援を行っております。

「金融円滑化の取り組み」の継続について

地域金融円滑化のための基本方針

北星しんきんでは、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

7. 地域活性化の取り組み

○『産学官金』による地域関係機関との連携強化

- ・名寄市立大学と『産学連携協定に関する協定書』を平成20年3月25日に締結
- ・一般財団法人旭川産業創造プラザと『連携・協力に関する協定書』を平成23年11月1日に締結
- ・北海道上川総合振興局と『地域活性化に向けた包括連携協定書』を平成26年3月19日に締結
- ・尾西信用金庫（愛知県一宮市）と『地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書』を平成27年8月24日に締結
- ・名寄市と『地方創生に係る包括連携協力に関する協定』を平成28年3月29日に締結
- ・下川町と『地方創生に係る包括連携協力に関する協定』を平成28年8月17日に締結
- ・士別市と『地方創生に関する包括連携協定』を平成28年9月28日に締結
- ・名寄商工会議所と『地域経済活性化と地域の持続的発展に向けた包括連携協定』を平成30年7月27日に締結
- ・士別商工会議所と『地域経済活性化に向けた包括連携協定』を平成30年10月23日に締結

○地域への情報発信

- ・北星しんきん景況レポート
調査地域8市町村、対象企業100社に対し四半期ごとに調査し、その結果を関係先に配布しております。（年4回調査）
- ・情報誌フィールの発行
平成3年創刊。地元の活動・ヒト・お店などを掲載。当金庫の職員が取材や編集を行っております。



情報誌フィールの発行

8. 文化的・社会的貢献活動

○レンガの家「きらり」

- ・北星しんきん本店に隣接するレンガの家『きらり』は、地域の芸術・文化発信の施設としてご利用いただいております。

○様々な地域活動への参加・支援活動

- ・北星しんきんでは、清掃活動や交通安全運動などに取り組んでいるほか、地域の各種イベントに職員が積極的に参加し地域の皆さまとの心のふれあいを大切にしております。令和6年度は、115の各種イベントに当金庫職員が延べ826人参加しました。



風舞あんどん

○名寄市立大学寄附講座の開講

- ・令和6年度は金沢大学融合研究域融合科学系教授 金間大介先生をお招きし、名寄市立大学にて寄附講座を開催しました。

○環境や人に配慮した取り組み

- ・カーボンオフセット通帳およびカラーユニバーサルデザイン通帳の取扱い
通帳の製造過程で発生するCO₂を下川町、足寄町、滝上町、美幌町の4町で構成する『森林バイオマス吸収量活用促進協議会』の森林吸収クレジットで相殺しています。

カラーユニバーサルデザイン通帳は様々なお客さま（色覚の多様性）に配慮した色の使い方をするものづくりであり、『より多くの人にとって優しい社会づくり』を目指す取り組みのひとつです。

- ・環境に対応した商品の取扱い

エコ関連設備を使用した住宅の施工に対して金利優遇の『固定金利選択型住宅ローン』や『無担保住宅ローン』を取り扱っております。

- ・おからだのご不自由なお客さまが利用しやすい環境づくり

すべてのお客さまに安心してご利用いただけるよう、助聴器『ボイスメッセ』の設置を進めています。また、筆談用コミュニケーションボードや音声案内を行うハンドセット付ATMの導入を進めております。

- ・AED（自動体外式除細動器）を全店に設置しております。
- ・各市町村と協定を結び、高齢のお客さまの地域見守り活動を行っております。



U10サッカー大会（ボランティア活動）



北星信用金庫寄附講座

経営環境

令和6年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和に伴い、緩やかに持ち直しの動きがみられる一方、地政学的リスクによる国際的な原材料価格高騰を背景とした物価高などの要因もあり不安定な情勢でした。

当地域におきましては、従来からの人口減少、少子高齢化、労働力不足、後継者問題、事業所減少等々、依然として多くの課題と厳しい環境下にある状況が続いています。

事業の展望と今後の課題

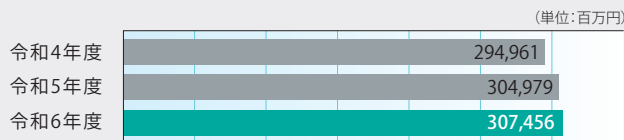
令和7年度は、新3か年経営計画「北星しんきん『未来を拓く変革への挑戦』（～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～）」の2年目にあたります。

地域では、人口減少・高齢化・人手不足などの多くの課題を抱え、加えて日本銀行による金利正常化に直面する中で、引き続き新3か年経営計画にあるとおり、自らの自己変革による変化への適応を図り、地域に根差した真の協同組織金融機関として、役職員が更なる活力を喚起し、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の持続的発展成長を目指しております。

そして、これまでの考動を継承しつつ、蓄積したノウハウから独自性・特性を発揮し、更に未来を拓く変革へ果敢にチャレンジすることを目指してまいります。

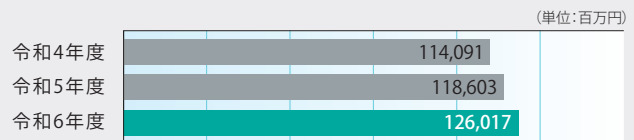
預 金

預金期末残高は3,074億円となりました。流動性預金の伸びが増加の牽引役となりました。



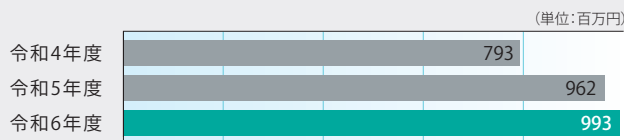
貸出金

貸出金期末残高は1,260億円となりました。貸貸用住宅向け貸出金などを中心に残高が増加しております。



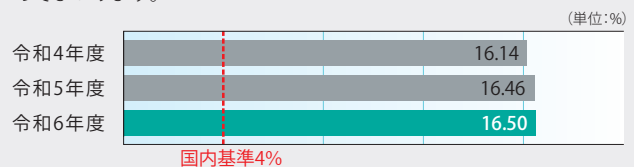
当期純利益

貸出金利息の増加等により、経常利益1,360百万円、当期純利益993百万円といずれも前年を上回る結果となりました。



自己資本比率

自己資本比率は16.50%と前期比0.04ポイント上昇しました。金融機関の安全性を判断する指標である国内基準の4%を十分に上回っており、今後も安定した収益確保により、自己資本の充実に努めてまいります。



最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,809	3,950	3,969	4,266	4,510
経 常 利 益	911	1,020	1,100	1,336	1,360
当 期 純 利 益	665	736	793	962	993
出 資 総 額	765	758	755	753	751
出 資 総 口 数 (千 口)	15,302	15,175	15,105	15,073	15,037
会 員 数	18,361人	17,585人	17,022人	16,517人	16,066人
純 資 産 額	23,152	22,538	20,623	20,730	17,716
総 資 産 額	308,172	313,444	317,524	327,998	327,355
預 金 積 金 残 高	281,654	288,163	294,961	304,979	307,456
貸 出 金 残 高	109,735	109,797	114,091	118,603	126,017
有 価 証 券 残 高	123,290	126,840	120,802	123,298	120,800
単 体 自 己 資 本 比 率	15.69%	15.66%	16.14%	16.46%	16.50%
出 資 に 対 す る 配 当 金 (出 資 1 口 当 た り)	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円
役 員 数	14人	14人	14人	13人	13人
う ち 常 勤 役 員 数	8人	8人	8人	7人	7人
職 員 数	175人	174人	176人	176人	167人

(注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき算出しております。

(令和7年7月1日現在)

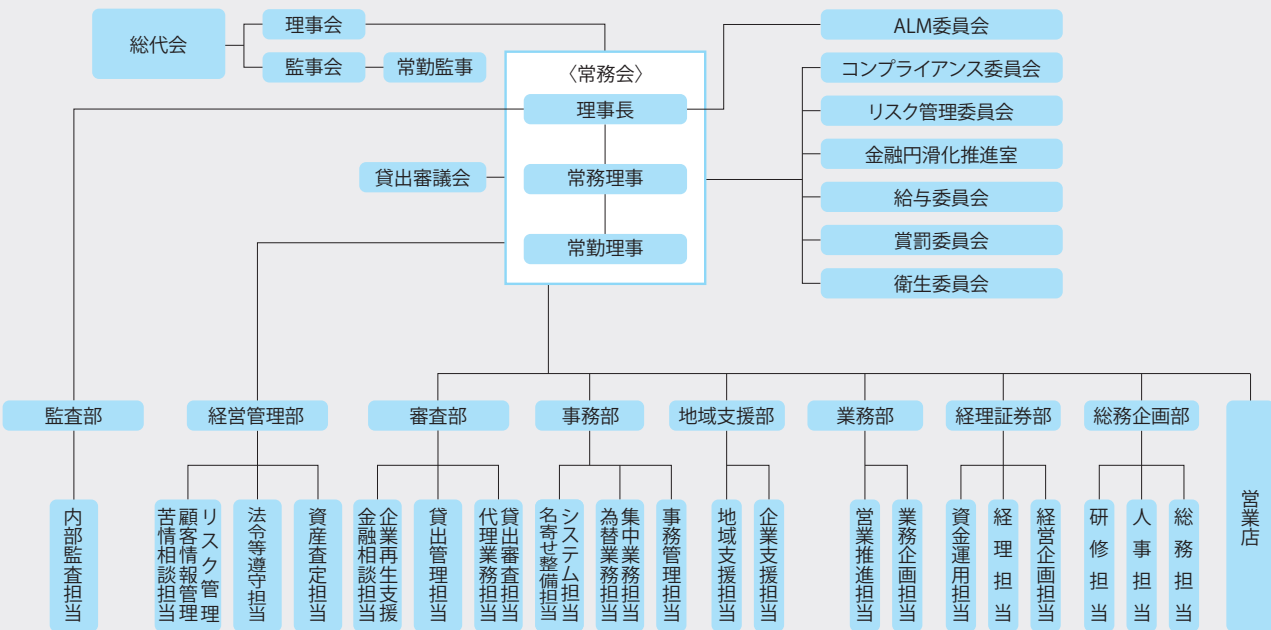
理事及び監事の氏名及び役職名

理事長	岡田 伸一	常勤理事	生田 真至	常勤監事	佐藤 公俊
常務理事	水間 幸雄	理事	岡本 守	監事	茂木 哲雄
常務理事	谷田 之宏	理事	小林 裕明	員外監事	廣富 之緒
常勤理事	杉本 秀昭	理事	大野 裕一郎		
常勤理事	渡邊 勝	理事	藤田 健慈		

※理事 大野裕一郎・藤田健慈は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(令和7年7月1日現在)

組織図



役職員の報酬体系の開示について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 計算方法

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 118百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」94百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰入した引当金を除く)当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び6号並びに第3条1項3号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、連結子法人の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「連結子法人」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定されることなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

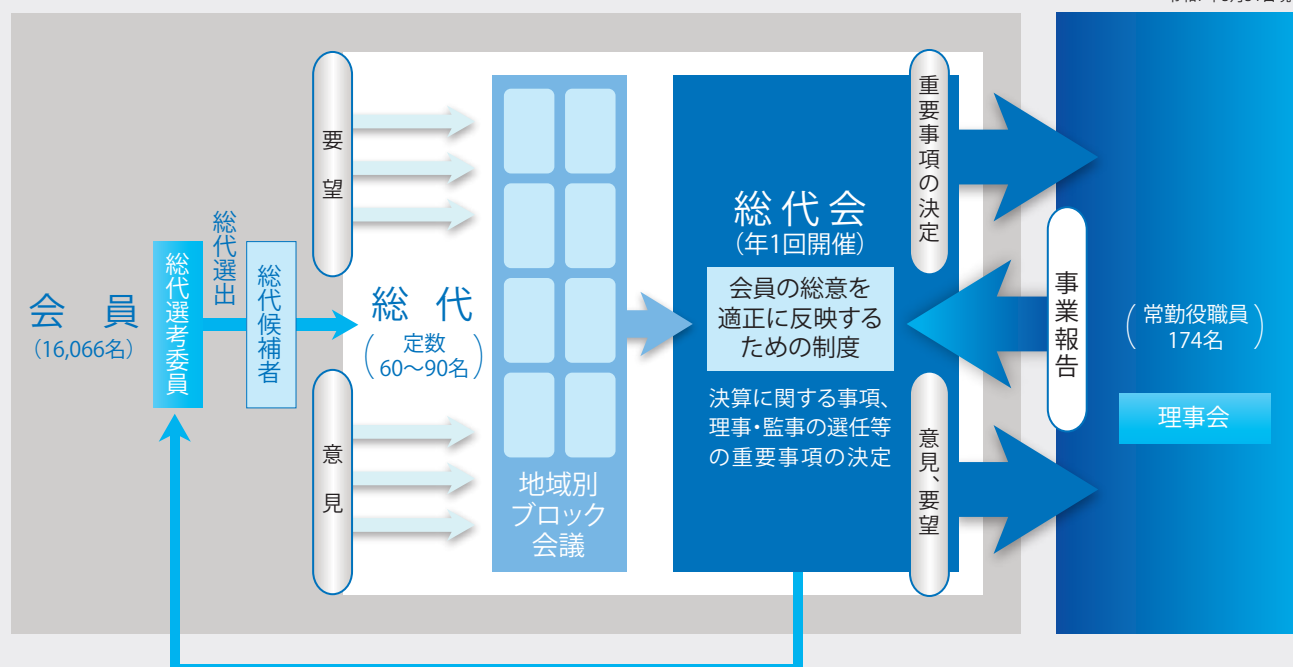
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



第74期通常総代会

総代会のしくみ

令和7年3月31日現在



総代と選任方法

1.総代の任期・定数

総代の任期は2年です。総代の定数は、60名以上90名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

2.総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

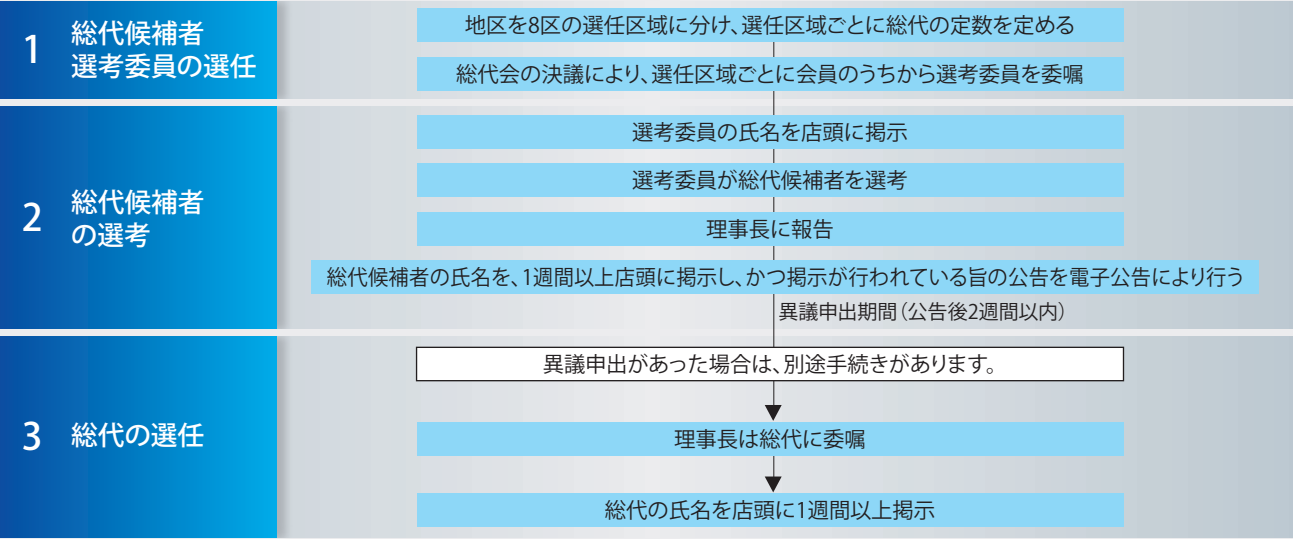
- ①会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ②その総代候補者選考委員会が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者の選考基準

総代候補者は当金庫の満75歳を超えない会員のうち、次の選考基準を満たしている方の中から選考します。

- ①総代としてふさわしい見識を有している方
- ②地域の事情に明るく、良識をもって正しい判断ができる方
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④その他総代選考委員会が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続き



第74期通常総代会の決議事項 (令和7年6月16日開催)

第74期通常総代会において、次の事項について報告並びに付議をいたしました。

報告事項

報告第1号 第74期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)業務報告・
貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第4号議案 理事及び監事の報酬等総額決定承認の件

以上の議案について原案通り承認可決されました。

総代の氏名 令和7年7月1日現在の、選任区域ごとの総代の氏名等は次のとおりです。(氏名の後の数字は就任回数です)

(敬称略)

名寄地区	23名	五十嵐正幸 ^⑪ 大野 茂実 ^⑪ 加藤 優樹 ^① 木賀 義友 ^② 木原 俊行 ^① 栗原 智博 ^⑥ 西條 敬弘 ^④ 白木 剛 ^⑤ 菅井 静夫 ^⑪ 谷 光 憲 ^③ 谷井 好栄 ^④ 寺 島 香 ^⑤ 中館 克隆 ^⑫ 中山 翌 ^① 榎山 秀明 ^⑧ 長谷川良雄 ^⑤ 堀江 英一 ^⑤ 松 前 衛 ^⑦ 眞鍋 和一 ^⑫ 山崎 謙一 ^③ 吉川 博己 ^④ 萬谷 千絵 ^③ 和田 敏明 ^③
美深地区	5名	齊藤 和信 ^① 坂井 弘明 ^② 高附 秀文 ^② 谷口 栄二 ^⑪ 山崎 晴一 ^⑬
下川地区	4名	石谷 英人 ^④ 高橋 和之 ^① 谷 博之 ^⑤ 三津橋英実 ^⑥
中川・音威子府地区	5名	佐藤 正樹 ^② 三和 寿志 ^⑪ 吉田 寛 ^③ 吉田 義一 ^③ 横山 盛 ^③
士別地区	24名	阿 部 昭 ^⑩ 今井 清貴 ^⑪ 大橋 直幸 ^② 神田 英一 ^⑮ 菊 地 仁 ^① 北村 浩史 ^⑫ 近藤 峯世 ^② 佐藤 元信 ^⑫ 菅原 信一 ^⑫ 菅原清一郎 ^⑫ 鈴木 勉 ^⑭ 高橋 永法 ^⑤ 但木 行久 ^③ 田中 勝則 ^⑪ 近井 孝義 ^③ 辻本 康行 ^⑥ 奈良 康弘 ^④ 布川 敬司 ^⑬ 福島 和秀 ^① 細川 博司 ^⑥ 松ヶ平 忍 ^⑤ 三野 一寿 ^② 山下 弘純 ^① 山本 良二 ^⑬
剣淵地区	4名	小澤 繁 ^⑤ 後藤 修一 ^③ 藤原 光男 ^⑥ 山田 博幸 ^⑫
和寒地区	5名	下司 和也 ^③ 合田 菊夫 ^① 近藤 俊人 ^① 本多 純芳 ^① 眞鍋 修詩 ^⑫
旭川・札幌地区	17名	浅田 泰久 ^③ 伊藤 陽一 ^③ 鎌田 茂美 ^⑪ 櫻井 敏広 ^⑪ 佐々木浩一 ^⑤ 柴野 修一 ^④ 高野 達也 ^⑤ 高原 昌央 ^② 新田 光紀 ^② 松 井 完 ^① 三 橋 知 ^⑫ 宮永 憲一 ^⑤ 吉川 裕二 ^⑤ 米 内 渉 ^② 和 田 亨 ^⑤ 川原 基彰 ^③ 新田 正弘 ^⑤

総代の属性別構成

業種別構成

製造業	10人	学術研究、専門、技術サービス業	4人
農業、林業	2人	宿泊業	1人
鉱業、採石業、砂利採取業	1人	生活関連サービス業、娯楽業	4人
建設業	35人	教育、学習支援業	1人
情報通信業	1人	医療、福祉	1人
運輸業、郵便業	3人	その他のサービス業	4人
卸売業、小売業	16人	個人	2人
不動産業	2人		

職業別構成

法人代表者	81人
個人事業主	4人
個人	2人

年齢別構成

35歳～40歳	1人
41歳～45歳	0人
46歳～50歳	7人
51歳～55歳	12人
56歳～60歳	10人
61歳～65歳	12人
66歳～70歳	21人
71歳～	24人

お客さまの暮らしに寄り添い、 地域に根を張る22店舗

北星しんきんの
ネットワーク
営業エリア

店舗紹介及びATMご利用時間一覧(令和7年7月1日現在)

本店・本部



〒096-0012
名寄市西2条南5丁目5番地
☎ 01654-2-1113
☎ 月～金 / 8:45～19:00
☎ 土・日・祝 / 9:00～17:00

本店長 木全 哲也



中央通支店



〒096-0034
名寄市西4条北1丁目4番地1
☎ 01654-2-5522
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 三國 貴則



公園通支店



〒096-0016
名寄市西6条南9丁目1番地61
☎ 01654-3-2332
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 波能 直司



ふれあい支店



〒096-0019
名寄市西9条南4丁目10番地1
☎ 01654-3-6611
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 木嶋 昭則



風連支店



〒098-0506
名寄市風連町仲町93番地2
☎ 01655-3-2504
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土曜日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 入江 英仁



下川支店



〒098-1207
上川郡下川町錦町52番地
☎ 01655-4-4141
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土曜日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 倉澤 守



音威子府支店



〒098-2501
中川郡音威子府村字音威子府367番地
☎ 01656-5-3331
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 山口 雄介



中川支店



〒098-2802
中川郡中川町字中川398番地
☎ 01656-7-2541
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土曜日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 長谷川 豊



士別中央営業部上士別出張所



〒095-0371
士別市上士別町16線市街
☎ 0165-24-2221
☎ 月～金 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 12:00～13:00)

出張所長 生田 真至

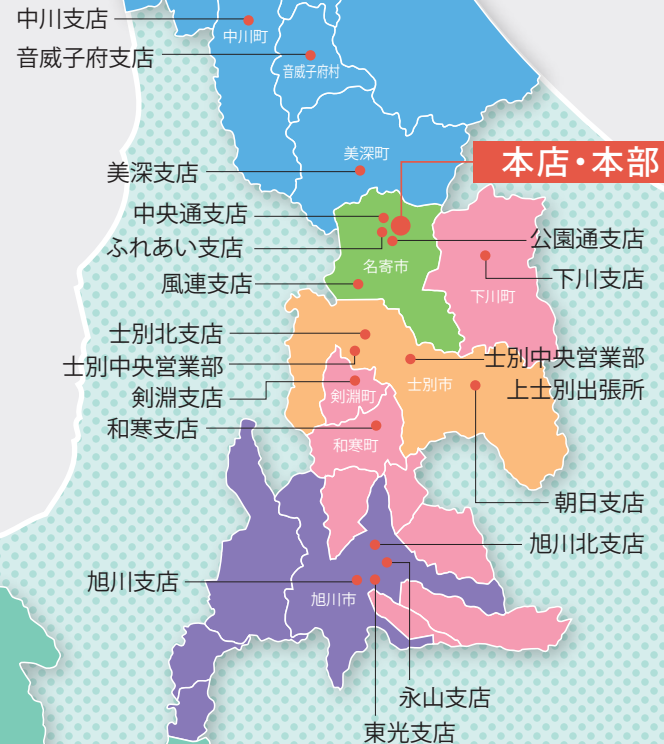


美深支店



〒098-2220
中川郡美深町字大通北2丁目1番地
☎ 01656-2-1731
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土曜日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 関下 英明



営業地区 一覧

名寄市、士別市、旭川市、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、
深川市、滝川市、砂川市、美瑛市、三笠市、岩見沢市
上川郡(下川町、剣淵町、和寒町、比布町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町)
中川郡(美深町、音威子府村、中川町)
天塩郡(幌延町、天塩町)
枝幸郡(中頓別町、枝幸町)
空知郡(奈井江町)

士別中央営業部



〒095-0019
士別市大通東6丁目720番地6
☎ 0165-29-2121
☎ 月～金 / 8:45～19:00
☎ 土・日・祝 / 9:00～17:00

支店長 生田 真至



士別北支店



〒095-0019
士別市大通東1丁目
☎ 0165-23-3171
☎ 月～金 / 8:45～19:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 石原 努



朝日支店



〒095-0401
士別市朝日町中央3789番地1
☎ 0165-28-2311
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 阿部 浩晶



剣淵支店



〒098-0338
上川郡剣淵町仲町32番12号
☎ 0165-34-2106
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 高瀬 朋章



和寒支店



〒098-0131
上川郡和寒町字南町103番地の1
☎ 0165-32-2461
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 伊藤 仁敏



旭川支店



〒070-0034
旭川市4条通10丁目左4号
☎ 0166-25-2001
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土曜日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 上林 勝巳



旭川北支店



〒070-0873
旭川市春光3条9丁目12番11号
☎ 0166-52-7755
☎ 月～金 / 8:45～18:00
☎ 土・日 / 9:00～17:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 作山 智昭



永山支店



〒079-8412
旭川市永山2条4丁目3番15号
☎ 0166-48-5533
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 餌取 寿樹



東光支店



〒078-8343
旭川市東光3条4丁目4番24号
☎ 0166-32-2173
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 下田 敏嗣



札幌支店



〒060-0002
札幌市中央区北2条西3丁目1番地
☎ 011-252-2080
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 菊池 和也



円山支店



〒064-0801
札幌市中央区南1条西25丁目1番25号
☎ 011-622-3737
☎ 月～金 / 8:45～19:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 佐伯 圭介



白石支店



〒003-0023
札幌市白石区南郷通1丁目北5番14号
☎ 011-864-1223
☎ 月～金 / 8:45～18:00
(窓口昼休み 11:30～12:30)

支店長 遠藤 雅和



店舗外現金自動サービスコーナー(ATM)

名寄市内

名寄市役所名寄庁舎コーナー

名寄市大通南1丁目1番地 名寄市役所名寄庁舎内
☎ 月～金 / 9:00～17:00

自衛隊名寄駐屯地コーナー

名寄市字内淵84番地 自衛隊名寄駐屯地内
☎ 月～金 / 10:00～18:00

名寄市立総合病院コーナー

名寄市西7条南8丁目1番地 名寄市立総合病院内
☎ 月～金 / 8:30～17:00

名寄市立大学コーナー

名寄市西4条北8丁目1番地8 名寄市立大学内
☎ 月～金 / 9:00～17:00

西條名寄店コーナー

名寄市西4条南8丁目1番地 西條名寄店内
☎ 月～金・土・日・祝 / 9:30～19:00

イオン名寄ショッピングセンターコーナー

名寄市字徳田80-1 イオン名寄ショッピングセンター内
☎ 月～金 / 9:00～18:00 土・日・祝 / 9:00～17:00

士別市内

西條士別店コーナー

士別市大通東16丁目3143番地11 西條士別店内
☎ 月～金 / 9:00～19:00 土・日・祝 / 9:00～17:00

スーパーアークス士別店コーナー

士別市東4条8丁目1番地2 スーパーアークス士別店内
☎ 月～金 / 9:00～19:00 土・日・祝 / 9:00～17:00

士別市立病院コーナー

士別市東11条5丁目3029番地1 士別市立病院内
☎ 月～金 / 9:00～18:00

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

貸出業務

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。商業手形等の割引を取り扱っております。

内国為替業務

送金為替、代金取立等を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

付帯業務

(1) 代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店業務
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、福祉医療機構、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人、勤労者退職金共済機構、しんきん保証基金、農林漁業信用基金、全国石油協会及び不動産流通近代化センターの業務の代理

(2) 保護預り及び貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付

(4) 債務の保証

(5) 公共債の引受

(6) 国債等の窓口販売

(7) 保険商品の募集業務（保険業法第275条第1項により行う保険募集）

(8) その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務



美深町：美深アイランド展望台

昭和25年7月	大蔵大臣より士別信用組合設立認可 本店、上士別支店開設
昭和26年5月	大蔵大臣より名寄信用組合設立認可 本店開設
6月	美深支店開設
昭和27年1月	信用金庫法の公布により名寄信用金庫に改組
1月	信用金庫法の公布により士別信用金庫に改組
2月	剣淵支店開設
9月	下川支店開設
昭和28年4月	国民金融公庫代理業務取扱開始
5月	風連支店開設
7月	朝日支店開設
昭和29年1月	和寒支店開設
2月	中川支店開設
昭和30年4月	住宅金融公庫代理業務取扱開始
12月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始
昭和31年9月	温根別支店開設
昭和34年1月	全国信用金庫連合会代理業務取扱開始
12月	多寄出張所開設(昭和37年5月支店昇格)
昭和39年4月	下川町指定金融機関として事務取扱開始
8月	士別北支店開設
12月	音威子府支店開設
昭和40年4月	中川町指定金融機関として事務取扱開始
昭和43年10月	旭川中央支店開設
昭和45年6月	名寄市指定金融機関として事務取扱開始
9月	旭川支店開設
昭和46年11月	本店現店舗新築
昭和48年9月	士別支店開設
12月	東光支店開設
昭和49年12月	旭川北支店開設
昭和50年10月	普通預金オンライン開始
昭和51年1月	和寒町指定金融機関として事務取扱開始
4月	風連町指定金融機関として事務取扱開始
10月	全国信金が替オンライン開始
昭和52年 11月	日本銀行蔵入代理店として事務取扱開始
昭和53年4月	朝日町指定金融機関として事務取扱開始
昭和54年2月	全銀が替オンラインスタート
9月	音威子府村指定金融機関として事務取扱開始
10月	金星橋支店開設
11月	中央通支店開設
昭和55年12月	日本銀行との当座取引開始
昭和57年2月	全店オンライン開始
10月	公園通支店開設
昭和59年2月	総合オンラインシステム完了
6月	国債等窓口販売業務取扱開始
昭和63年10月	信金共同事務センター第3次オンラインシステム開始
平成2年7月	MICS(全国キャッシュサービス)加入による自動機業態間提携開始
10月	ふれあい支店開設

平成5年6月	定期預金金利の完全自由化
9月	温根別支店を廃止し士別中央営業部に統合
平成6年10月	流動性預金金利の完全自由化
平成9年1月	信金共同事務センターポスト第3次オンラインシステム開始
平成11年10月	郵貯ATMとの相互接続開始
11月	上士別支店を士別中央営業部上士別出張所に変更
平成12年3月	デビットカードサービス取扱開始
4月	ATM手数料道内信金業界内で無料化実施
4月	テレホンバンキング取扱開始
8月	モバイルバンキング取扱開始
12月	全国しんさんゼロネットサービス取扱開始(ATM・CD手数料無料化)
平成13年3月	スポーツ振興くじtoto払戻し業務取扱開始
3月	損害保険窓口販売業務取扱開始
5月	「レンガの家さらし」オープン
11月	多寄支店を士別中央営業部多寄出張所に変更
平成14年2月	永山支店開設
4月	士別市病院事業会計指定金融機関として事務取扱開始
10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
平成15年11月	第5次全国銀行データ通信システム稼働
平成16年1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
3月	国民生活金融公庫との業務連携協力開始
4月	中小企業金融公庫との業務連携協力開始
7月	剣淵町指定金融機関として事務取扱開始
10月	インターネットバンキング取扱開始
10月	決済用預金取扱開始
平成18年6月	名寄信用金庫と士別信用金庫が「合併基本協定書」に調印
平成19年10月	両金庫合併し新生「北星信用金庫」誕生
平成20年3月	名寄市立大学と産学連携協定に関する協定書を締結
平成21年4月	旭川中央支店廃止
6月	札幌支店開設
平成22年9月	多寄出張所廃止
平成23年10月	士別中央営業部リニューアルオープン
平成24年11月	士別支店廃止
11月	札幌支店リニューアルオープン
平成25年2月	でんさいネット取扱開始
平成26年3月	上川総合振興局と包括協定を締結
平成27年9月	円山支店開設
平成28年3月	名寄市と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結
平成28年8月	下川町と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結
平成28年9月	士別市と地方創生に関する包括連携協定を締結
平成29年4月	地域支援部設置
平成30年4月	信託契約代理業務取扱開始
令和3年9月	金星橋支店廃止
令和3年11月	白石支店開設
令和4年5月	札幌支店リニューアルオープン
令和7年6月	朝日支店リニューアルオープン

リスク管理について（北星しんきんのリスク管理の考え方）

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務はますます多様化、高度化し、管理すべきリスクも急速に増大しています。当金庫は、経営の健全性を維持するためリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理の諸規程を定め、時代の変化に即応し、お客さまに安心してお取引いただけるよう、態勢の充実・強化に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは、お客さまへの貸出金が回収不能又は利息の継続的な取立が不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出金資産の健全性を維持するために、「先取り審査」「事前協議」「融資先実態把握表」による分析等により審査管理態勢の強化を図っております。具体的には、個々の案件ごとに経営能力・営業基盤・業界の将来性等のほか、財務内容の健全性、投資計画の妥当性及び採算性、回収の可能性等を総合的に検討して厳正な審査と管理に努めています。

また、適切な自己査定が実施できるよう、職員のスキルアップに努めるとともに、適正な資産の償却と引当により資産の健全性を確保しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる「市場流動性リスク」と、金融機関が財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保が通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる「資金繰りリスク」とがあります。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保し、経営の健全性維持に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場変動に伴う「為替リスク」等をいいます。

当金庫では、ALM（資産・負債の総合管理）委員会機能の充実を目指しております。預金・貸出金の金利、利鞘の総合的な検討、金利予測、リスク分析、収益シミュレーション等を通じ、当金庫の安定収益確保のため、これらのリスクに対して迅速・適切な対応ができるようALM管理手法の向上を図っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクで、より広範に及ぶリスクを指し、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク（当面「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」を指します）」の3種類に大別し、外部環境、内部環境及びプロセスの、どの環境においても生じる可能性のあるリスクであると捉えており、以下のとおり管理態勢の構築に努めております。

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、日常の事務処理上において発生するミスや不正による損失及び信用を毀損するリスクのことです。

当金庫では、内部牽制組織として他の部門から独立した監査部を設置して本部・営業店の立入監査を実施し、事務処理の厳正化と事故防止に努めていきます。また、営業店自ら行う、来店検査を定例で義務づけており、創立以来培ってきた「信用」「信頼」を高めるべく、相互牽制機能が働く組織と人づくりに努めております。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクであり、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

金融機関のコンピュータシステムは高い公共性と広汎性を有しており、システムの安全性とデータの機密保持が要求されています。これらの情報システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護を図り適切なシステムリスクの管理態勢の整備に努めております。

3. その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクについては、上記「事務リスク」「システムリスク」以外にも様々な危機要素（犯罪・災害・火災・風評等）が存在している「その他のリスク」があり、それらの危機を未然に防止したり、事前に準備することが重要と考えております。それらの被害を最小限に抑えるための態勢を整備し、危機管理態勢の充実・強化に努めております。

外部監査

経営の透明性と健全性保持のため、外部監査法人を選任し、監査態勢の強化を図っております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

当金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関として、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力いたします。

社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、下記の行動綱領を定めています。

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献いたします。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 従業員の人權の尊重

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保いたします。

6. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 社会貢献活動への取り組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当理事を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を経営管理部とし、マネロン等対策に関わる各部、営業店等との連携を図りマネロン等対策に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施し、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告または取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関

等からの照会、顧客の申し出等を受けるなど疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合速やかに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. コルレス管理

コルレス先の情報収集に努め、その評価を適切に行いリスクに応じた適切な対応策を講じます。また、当金庫及びコルレス契約締結先に対し、営業実態のない架空銀行との取引及び匿名性が高い口座での取引を禁止します。

8. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対し継続的な研修を通じて、知識習得・意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

9. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

10. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

反社会的勢力への取組み指針

当金庫は、反社会的勢力との関係遮断の取組みを強化し、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、資金提供を行わないこと、また、反社会的勢力による被害を防止するための取組みを怠りません。

1. 基本原則

（１）組織としての対応 （２）外部専門機関との連携 （３）取引を含めた一切の関係遮断 （４）有事における民事と刑事の法的対応 （５）裏取引や資金提供の禁止

2. 基本方針

私たちは、反社会的勢力に対しては、警察等外部関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応いたします。

3. 排除宣言

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除いたします。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法を踏まえて、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- （１）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- （２）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および本方針を遵守するため、役職員を対象に教育・研修を行います。

5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫はお客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融商品は、複雑化かつ多様性を増してきています。また、お客さまのご要望も決して一律ではありません。当金庫ではお客さまの知りたいことを丁寧に正確にお伝えし、お客さまのライフサイクルに合った適切な情報提供を行います。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または経営管理部で受け付けています。

- 1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。

3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北星信用金庫 経営管理部	
住 所	〒096-0012 北海道名寄市西2条南5丁目5番地
電 話 番 号	01654-2-1111(内線260)
受 付 日 時	当金庫営業日の9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図る為、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部にご相談ください。

相談所名	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電 話 番 号	03-3517-5825	011-221-3273
受 付 日 時	信用金庫営業日の9:00～17:00	信用金庫営業日の9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫経営管理部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	札幌弁護士会紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受 付 日 時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～12:00、13:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

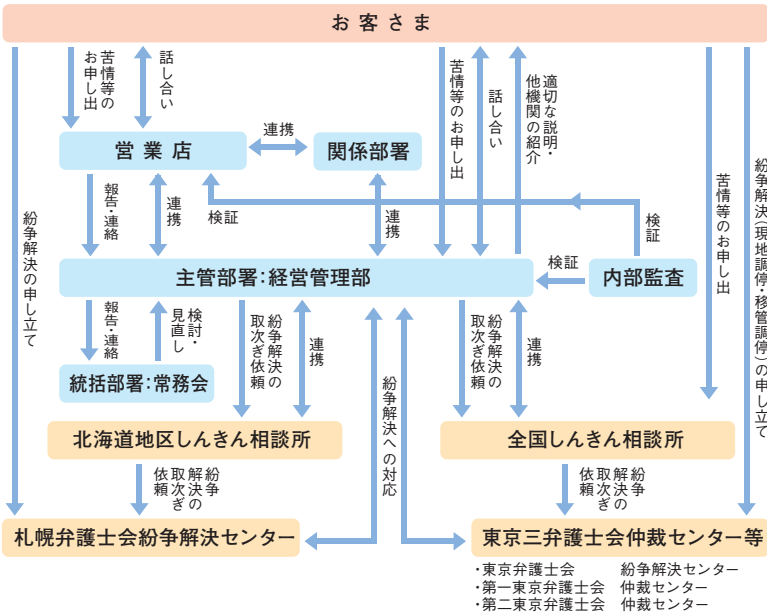
- （１）現地調停：東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- （２）移管調停：当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢を整備し苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- （１）営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （２）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- （３）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を経営管理部から行います。
- （４）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （５）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （６）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢のあり方の検討・見直しを行います。
- （７）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （８）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （９）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

《苦情等への取組体制図》



個人情報の保護について

北星しんきんの取組み方針

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)(の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他の不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客さまの個人情報は、

- ① 預金口座の新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、下記の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用いたしません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

【業務内容】

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債・投資販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

【利用目的】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくお客さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引の解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

【法令等による利用目的の限定】

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

個人番号の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。(URL <http://www.hokusei-shinkin.co.jp/>)

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。

なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。

なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定められておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の当金庫相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。

また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関する質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫経営管理部までご連絡ください。

個人情報等に関する相談窓口(受付:当金庫営業日の9:00～17:00)

北星信用金庫 経営管理部

〒096-0012 名寄市西2条南5丁目5番地

電話番号:01654-2-1111 FAX:01654-3-0940 Eメール: kirari@hokusei-shinkin.co.jp

第1の柱

最低所要自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。

自己資本比率

【信用リスク】
【オペレーショナル・リスク】

第2の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統合的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められています。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

統合的なリスク管理

【与信集中リスク】
【銀行勘定の金利リスク】

第3の柱

市場規律

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性（監視機能）を高めることとされています。

情報開示

【開示内容の充実】
【市場規律の実効性向上】

1. 単体における開示項目

< 定性開示項目 >

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる普通出資金及び利益剰余金等により構成されています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客さまによる普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識した上で、与信業務の基本的な理念や手続を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

当金庫では信用リスクの評価につきましては、「信用リスク管理規程」「資産査定事務取扱要領」に基づき自己査定を実施しております。

信用リスクの管理状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等の経営陣に対して報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定管理規程」及び「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)
株式会社 日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

ハ. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、信用保証協会等の保証が該当します。当金庫は融資の取扱いに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保、保証についてはあくまでも補完的な位置付けと認識しております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫の定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引に対する取扱規程等は定めておらず、現在は取扱いの対象としておりませんが、資金運用の一環として、オプション・スワップなど派生商品取引を内包した債券等を一部保有しております。この債券等は、そのリスクが主に受取利息配当金に限定され元本に及ばないこと、発行体の信用力が高いこと、さらに当金庫の体力(自己資本)に見合った投資限度を定め、価格変動リスクを限定的としていることから、債券等自体のリスク管理以外に特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引については該当はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の役割として、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーター業務については、当金庫は行っておりません。

ロ. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ニ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)

株式会社 日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

ホ. 信用金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する項目

該当ありません。



和寒町：塩狩峠より

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと。また、外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクのことです。

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織態勢、管理態勢を整備し、自己管理型のリスク管理を行うことを目的とした分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクについて当金庫は事務リスク、システムリスク、その他のリスクに大きく分けております。

事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や本部研修体制、営業店勉強会の強化、牽制機能として事務検証に取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスク管理については「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にして定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスク管理については、苦情相談窓口の設置による適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには取扱商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点から重視した管理態勢に努めております。

また、オペレーショナル・リスクに関しましてリスク管理主管部署、担当部署を設置し、協議、検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

令和5年度のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

令和6年度のオペレーショナル・リスクは、標準的手法を採用しております。

事業規模指標 (BI) は、金利要素、役務要素、金融商品要素で構成されております。

ハ. 内部損失乗数 (ILM) は、事業規模指標 (BI) が1,000億円以下かつILMの算出に内部損失データを希望しないものとして「1」を採用しております。

二. 事業規模指標 (BI) の算出に当たって、除外した事業部門はありません。

(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び当金庫の「統合的リスク管理規程」における「価格変動リスク」量を計量化することにより把握しております。また当金庫の抱える市場リスクの状況を常務会に報告するとともに定期的にALM委員会に報告し検討しております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的な査定を実施するとともに、その状況は経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9) 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価計測を行うとともに、適宜、対応を講じる態勢としております。

主な評価・計測方法としては、一定の金利ショックを想定した場合の貸出金・有価証券をはじめとした銀行勘定における Δ EVE (金利ショックによる経済価値の減少額) の計測を四半期ごとに実施しているほか、VaR (バリュアットリスク) による金利リスク量の計測を月次で実施し、自己資本比率への影響度を計測、自己資本管理態勢に対する評価を行い、ALM委員会において協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化及び自己資本の充実度を考慮したリスクコントロールに努めております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
正となる通貨のみを単純合算しております。相関は考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提
金利リスクの計測において、割引金利はスワップ金利を使用しております。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルの使用はありません。
- ・前事業年度末の開示から変動に関する説明
金利上昇による資産価値の減少から Δ EVEは減少しています。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
VaRによる金利リスク量の計測とあわせて、引き続き適切な管理に努めてまいります。

ハ. 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

・金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRを用いて、金利リスク量を計測しております。VaRの算出にあたっては、過去5年間における想定最大変化幅を金利ショックとしております。

・金利リスク計測の前提及びその意味

VaRによる金利リスク計測の前提は、保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年としております。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での損失の推計値であり、金利ショック幅は過去の市場動向により変動しますが、 Δ EVE及び Δ NIIは一定の金利ショック幅による損失額を表します。

<定量開示項目>

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,807	22,768
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	751
うち、利益剰余金の額	21,083	22,046
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	233	221
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	233	221
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,040	22,989
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	28
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	279	266
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	315	294
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	21,724	22,694
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	131,295
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	6,224
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	131,959	137,519
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.46%	16.50%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により、自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項【単体】

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	124,918	4,996	131,295	5,251
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,784	4,911	113,407	4,536
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3	0	2	0
我が国の政府関係機関向け	3,009	120	3,215	128
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,009	680	19,893	795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	19,633	785
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	42,715	1,708	19,840	793
中小企業等向け及び個人向け	21,640	865	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	4,316	172
トランザクター向け	—	—	138	5
抵当権付住宅ローン	3,546	141	—	—
不動産取得等事業向け	630	25	—	—
不動産関連向け	—	—	37,698	1,507
自己居住用不動産等向け	—	—	9,622	384
賃貸用不動産向け	—	—	25,887	1,035
事業用不動産関連向け	—	—	1,334	53
その他不動産関連向け	—	—	853	34
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	7,751	310
三月以上延滞等	91	3	—	—
延滞等向け	—	—	2,817	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	109	4
取立未済手形	10	0	8	0
信用保証協会等による保証付	795	31	804	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,702	308	—	—
出資等のエクスポージャー	7,702	308	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	139	5
上記以外	25,629	1,025	16,808	672
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,294	451	12,049	481
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,638	65	1,638	65
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,513	60	434	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,181	447	2,685	107
②証券化エクスポージャー	91	3	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	91	3	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,626	65	17,521	700
レック・スルー方式	1,626	65	17,521	700
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	416	16	366	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	281	6,224	248
BI	—	—	4,149	—
BIC	—	—	497	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,959	5,278	137,519	5,500

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和5年度計数)
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別【単体】

(単位:百万円)

令和5年度							令和6年度								
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エクスポ ージャー	貸出金(コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 引)	債 券	取引 デリバ ティブ	三月以上延滞 エクスポ ージャー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エクスポ ージャー	貸出金(コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 引)	債 券	取引 デリバ ティブ	延滞 エクスポ ージャー
国	内	301,562	119,674	86,947	—	—	106	国	内	299,017	131,486	89,930	—	—	3,548
国	外	26,728	—	26,728	—	—	—	国	外	27,240	—	27,240	—	—	—
地 域 別 合 計		328,290	119,674	113,676	—	—	106	地 域 別 合 計		326,257	131,486	117,170	—	—	3,548
製 造 業		7,299	1,905	5,393	—	—	—	製 造 業		5,739	1,983	3,755	—	—	249
農 業、林 業		693	693	—	—	—	—	農 業、林 業		729	729	—	—	—	2
漁 業		—	—	—	—	—	—	漁 業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		117	117	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		102	102	—	—	—	—
建 設 業		7,066	6,267	798	—	—	8	建 設 業		6,780	6,580	200	—	—	273
電気・ガス・熱供給・水道業		3,205	—	3,205	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		3,397	—	3,397	—	—	—
情 報 通 信 業		402	127	200	—	—	—	情 報 通 信 業		537	118	200	—	—	7
運輸業、郵便業		4,568	889	3,678	—	—	—	運輸業、郵便業		6,850	879	5,970	—	—	219
卸売業、小売業		6,723	6,275	447	—	—	—	卸売業、小売業		7,425	7,125	300	—	—	407
金融業、保険業		116,913	2,776	61,757	—	—	—	金融業、保険業		118,180	3,317	64,736	—	—	—
不 動 産 業		49,059	47,558	1,501	—	—	42	不 動 産 業		52,741	51,240	1,501	—	—	131
物 品 賃 貸 業		444	444	—	—	—	—	物 品 賃 貸 業		419	419	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		517	517	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業		524	524	—	—	—	2
宿 泊 業		1,700	1,700	—	—	—	—	宿 泊 業		1,701	1,701	—	—	—	1,370
飲 食 業		1,146	1,146	—	—	—	—	飲 食 業		1,128	1,128	—	—	—	117
生活関連サービス業、娯楽業		539	539	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業		584	584	—	—	—	8
教育、学習支援業		53	53	—	—	—	—	教育、学習支援業		62	62	—	—	—	—
医 療、福 祉		5,535	5,535	—	—	—	—	医 療、福 祉		5,392	5,392	—	—	—	311
その他のサービス		2,786	2,786	—	—	—	—	その他のサービス		3,044	3,044	—	—	—	216
国・地方公共団体等		81,477	18,240	36,692	—	—	—	国・地方公共団体等		78,648	20,659	37,108	—	—	—
個 人		22,098	22,098	—	—	—	55	個 人		25,891	25,891	—	—	—	228
そ の 他		15,941	—	—	—	—	—	そ の 他		6,375	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		328,290	119,674	113,676	—	—	106	業 種 別 合 計		326,257	131,486	117,170	—	—	3,548
1 年 以 下		41,779	12,831	2,701	—	—	—	1 年 以 下		42,981	15,961	3,012	—	—	—
1 年超3年以下		22,042	5,732	4,264	—	—	—	1 年超3年以下		19,513	7,237	5,226	—	—	—
3 年超5年以下		19,903	8,261	9,599	—	—	—	3 年超5年以下		23,524	7,788	8,735	—	—	—
5 年超7年以下		10,705	8,029	2,676	—	—	—	5 年超7年以下		11,699	7,756	3,774	—	—	—
7 年超10年以下		25,496	12,113	10,375	—	—	—	7 年超10年以下		28,493	13,366	12,127	—	—	—
1 0 年 超		159,308	72,348	80,443	—	—	—	1 0 年 超		162,822	75,946	80,375	—	—	—
期間の定めのないもの		49,055	358	3,615	—	—	—	期間の定めのないもの		37,224	3,429	3,917	—	—	—
残存期間別合計		328,290	119,674	113,676	—	—	—	残存期間別合計		326,257	131,486	117,170	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	令 和 5 年 度	224	233	224	233
	令 和 6 年 度	233	221	233	221
個 別 貸 倒 引 当 金	令 和 5 年 度	424	381	424	381
	令 和 6 年 度	381	416	381	416
合 計	令 和 5 年 度	649	614	649	614
	令 和 6 年 度	614	637	614	637

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

令和5年度						令和6年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却		個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
製造業	79	91	79	91	—	製造業	91	91	91	91	—
農業、林業	1	0	1	0	—	農業、林業	0	—	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	142	123	142	123	—	建設業	123	119	123	119	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	8	3	8	3	—	情報通信業	3	—	3	—	—
運輸業、郵便業	9	7	9	7	—	運輸業、郵便業	7	8	7	8	—
卸売業、小売業	65	67	65	67	—	卸売業、小売業	67	63	67	63	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	42	7	42	7	—	不動産業	7	6	7	6	—
物品賃貸業	3	—	3	—	—	物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	0	—	0	—	—	宿泊業	—	—	—	—	—
飲食業	11	12	11	12	—	飲食業	12	5	12	5	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	生活関連サービス業、娯楽業	0	—	0	—	—
教育、学習支援業	12	12	12	12	—	教育、学習支援業	12	—	12	—	—
医療、福祉	—	10	—	10	—	医療、福祉	10	71	10	71	—
その他のサービス	15	18	15	18	—	その他のサービス	18	26	18	26	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	31	25	31	25	—	個人	25	23	25	23	—
合計	424	381	424	381	—	合計	381	416	381	416	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,336	—	3,336	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	2,143	29,568	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	464	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	48,878	7,379	48,878	736	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	1,128	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	171	—	26	—	2	10
我が国の政府関係機関向け	32,338	—	32,157	—	3,215	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,637	—	81,637	—	19,893	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,336	—	80,336	—	19,633	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	24,753	2,263	23,481	500	19,840	83
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,940	36,157	7,855	561	4,316	51
トランザクター向け	—	30,991	—	404	138	34
不動産関連向け	62,180	—	61,699	—	37,698	61
自己居住用不動産等向け	18,762	—	18,604	—	9,622	52
賃貸用不動産向け	40,618	—	40,381	—	25,887	64
事業用不動産関連向け	1,314	—	1,290	—	1,334	103
その他不動産関連向け	1,485	—	1,422	—	853	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,751	—	7,751	—	7,751	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,591	529	1,553	467	2,817	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	144	—	143	—	109	76
取立未済手形	40	—	40	—	8	20
信用保証協会等による保証付	8,057	0	8,057	0	804	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	139	—	139	—	139	100
合計					96,599	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況等について

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	3,336	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	49,614	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	32,157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	64,148	—	16,104	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	62,847	—	16,104	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	801	—	—	—	—	—	—	—	—	1,101	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	404	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	404	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	558	503	4,252	—	1,710	—	1,054	—	9,500	2,208	—	14,285	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	558	503	1,431	—	—	—	1,054	—	—	2,208	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,820	—	1,710	—	—	—	9,500	—	—	12,862	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,422	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11	8,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	84,124	40,230	—	65,548	503,852	20,356	—	1,710	—	1,135	—	9,905	3,334	—	14,285	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

自己資本の充実の状況等について

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,336
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,568
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49,614
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,128
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,157
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	81,637
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	80,336
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	100	-	19,145	-	-	2,833	-	-	-	-	-	-	-	-	23,981
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	6,382	-	-	-	-	1,629	-	-	-	-	-	-	-	-	8,417
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
不動産関連向け	12,975	5,721	-	-	152	-	-	7,782	983	-	-	9	-	-	-	61,699
自己居住用不動産等向け	12,831	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,604
賃貸用不動産向け	-	5,704	-	-	-	-	-	7,782	-	-	-	-	-	-	-	40,381
事業用不動産関連向け	144	-	-	-	152	-	-	-	983	-	-	9	-	-	-	1,290
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,751	-	-	-	7,751
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	298	-	-	-	-	1,697	-	-	-	2,021
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	-	143
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,057
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,324	-	-	-	-	-	5,132	-	-	9,456
合計	12,975	12,204	-	19,145	152	-	9,229	7,782	983	-	-	10,763	5,132	-	-	319,504

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	87,937
10%	—	38,080
20%	8,701	81,452
35%	—	9,680
50%	7,421	10
70%	—	—
75%	—	28,702
100%	3,156	57,706
150%	—	317
250%	—	5,123
1250%	—	—
合 計	328,290	

- (注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	213,511	7,364	10	213,778
40%～70%	41,465	30,991	10	41,635
75%	13,149	5,072	11	12,204
80%	—	—	—	—
85%	20,126	1,580	17	19,145
90%～100%	9,196	781	31	9,382
105%～130%	8,829	0	0	8,766
150%	9,028	524	89	9,459
250%	5,132	0	0	5,132
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	320,441	46,314	12	319,504

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	674	3,648	15,070	15,794	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
証券化エクスポージャーの額	7	—	—	—
(i) リース	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	7	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

リスクウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
0% ～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15% ～ 50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	7	—	—	—	3	—	—	—
(i) リース	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他	7	—	—	—	3	—	—	—
合 計	7	—	—	—	3	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	な し
-----------------	-----

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等【単体】

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	264	264	287	287
非上場株式等	10,699	10,699	1,649	1,649
合 計	10,964	10,964	1,937	1,937

貸借対照表計上額及び時価等【連結】

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	264	264	287	287
非上場株式等	10,689	10,689	1,639	1,639
合 計	10,954	10,954	1,927	1,927

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却
及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	0	0
売 却 損	0	1
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない
評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	1,622	159

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,304	11,214
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,761	9,556	814	792
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	8,692	9,188		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,761	9,556	814	792
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,694		21,724	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。

2. 連結における開示項目

<定性開示項目>

(1) 連結の範囲に関する事項

- イ. 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫の連結自己資本比率算出上の対象会社は「名信ビジネスサービス株式会社」です。
「名信ビジネスサービス株式会社」は、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。
なお、資産基準、経常収益基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は下記の通りです。
下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務および相互の取引による収益・費用を相殺しております。

①資産基準

$$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1\text{百万円}}{327,345\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

②経常収益基準

$$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{0\text{百万円}}{4,510\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$$

③利益基準

$$\frac{\text{子会社の当期純損益の額のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{\Delta 0\text{百万円}}{993\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

④剰余金基準

$$\frac{\text{子会社の剰余金のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{27\text{百万円}}{22,046\text{百万円}} \times 100 = 0.12\%$$

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 1社
主要な連結子会社の名称 名信ビジネスサービス株式会社
主要な業務内容 北星信用金庫の事務処理の受託

- ハ. 金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- ニ. 控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- ホ. 連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当ありません。

連結子会社は親会社である北星信用金庫に従属する業務を営んでおり、以下の開示項目は当金庫と同じ内容であるため、「単体における開示項目」をご参照ください。

(2) 自己資本調達手段の概要

(3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(4) 信用リスクに関する事項

(5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(10) 金利リスクに関する事項

<定量開示項目>

- (1) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,834	22,795
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	751
うち、利益剰余金の額	21,111	22,073
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	233	221
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	233	221
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,068	23,016
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	28
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	279	266
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	315	294
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	21,752	22,722
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	131,286
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	6,224
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	131,960	137,510
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.48%	16.52%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により、自己資本比率を算出しております。

(3) 自己資本の充実度に関する事項【連結】

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	4,996	131,286	5,251
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,784	4,911	113,398	4,535
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3	0	2	0
我が国の政府関係機関向け	3,009	120	3,215	128
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,009	680	19,893	795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	19,633	785
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	42,715	1,708	19,840	793
中小企業等向け及び個人向け	21,640	865	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	4,316	172
トランザクター向け	—	—	138	5
抵当権付住宅ローン	3,546	141	—	—
不動産取得等事業向け	630	25	—	—
不動産関連向け	—	—	37,698	1,507
自己居住用不動産等向け	—	—	9,622	384
賃貸用不動産向け	—	—	25,887	1,035
事業用不動産関連向け	—	—	1,334	53
その他不動産関連向け	—	—	853	34
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	7,751	310
三月以上延滞等	91	3	—	—
延滞等向け	—	—	2,817	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	109	4
取立未済手形	10	0	8	0
信用保証協会等による保証付	795	31	804	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,692	307	—	—
出資等のエクスポージャー	7,692	307	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	129	5
上記以外	25,639	1,025	16,809	672
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,294	451	12,049	481
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,638	65	1,638	65
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,513	60	434	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,191	447	2,686	107
②証券化エクスポージャー	91	3	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	91	3	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,626	65	17,521	700
レック・スルー方式	1,626	65	17,521	700
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	416	16	366	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	281	6,224	248
BI	—	—	4,149	—
BIC	—	—	497	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,960	5,278	137,510	5,500

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和5年度計数)
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)
8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(4)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別【連結】

(単位:百万円)

令和5年度							令和6年度								
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エクスポ ージャー	貸出金・「コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取引 デリバ ティブ	三月 以上延滞 エク スポー ジャー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エクスポ ージャー	貸出金・「コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取引 デリバ ティブ	延滞 エク スポー ジャー
国	内	301,562	119,674	86,947	—	—	106	国	内	299,009	131,486	89,930	—	—	3,548
国	外	26,728	—	26,728	—	—	—	国	外	27,240	—	27,240	—	—	—
地 域 別 合 計		328,291	119,674	113,676	—	—	106	地 域 別 合 計		326,249	131,486	117,170	—	—	3,548
製 造 業		7,299	1,905	5,393	—	—	—	製 造 業		5,739	1,983	3,755	—	—	249
農 業、林 業		693	693	—	—	—	—	農 業、林 業		729	729	—	—	—	2
漁 業		—	—	—	—	—	—	漁 業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		117	117	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		102	102	—	—	—	—
建 設 業		7,066	6,267	798	—	—	8	建 設 業		6,780	6,580	200	—	—	273
電気・ガス・熱供給・水道業		3,205	—	3,205	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		3,397	—	3,397	—	—	—
情 報 通 信 業		402	127	200	—	—	—	情 報 通 信 業		537	118	200	—	—	7
運輸業、郵便業		4,568	889	3,678	—	—	—	運輸業、郵便業		6,850	879	5,970	—	—	219
卸売業、小売業		6,723	6,275	447	—	—	—	卸売業、小売業		7,425	7,125	300	—	—	407
金融業、保険業		116,913	2,776	61,757	—	—	—	金融業、保険業		118,180	3,317	64,736	—	—	—
不 動 産 業		49,059	47,558	1,501	—	—	42	不 動 産 業		52,741	51,240	1,501	—	—	131
物 品 賃 貸 業		444	444	—	—	—	—	物 品 賃 貸 業		419	419	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		517	517	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業		524	524	—	—	—	2
宿 泊 業		1,700	1,700	—	—	—	—	宿 泊 業		1,701	1,701	—	—	—	1,370
飲 食 業		1,146	1,146	—	—	—	—	飲 食 業		1,128	1,128	—	—	—	117
生活関連サービス業、娯楽業		539	539	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業		584	584	—	—	—	8
教育、学習支援業		53	53	—	—	—	—	教育、学習支援業		62	62	—	—	—	—
医 療、福 祉		5,535	5,535	—	—	—	—	医 療、福 祉		5,392	5,392	—	—	—	311
その他のサービス		2,786	2,786	—	—	—	—	その他のサービス		3,044	3,044	—	—	—	216
国・地方公共団体等		81,477	18,240	36,692	—	—	—	国・地方公共団体等		78,648	20,659	37,108	—	—	—
個 人		22,098	22,098	—	—	—	55	個 人		25,891	25,891	—	—	—	228
そ の 他		15,941	—	—	—	—	—	そ の 他		6,367	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		328,291	119,674	113,676	—	—	106	業 種 別 合 計		326,249	131,486	117,170	—	—	3,548
1 年 以 下		41,779	12,831	2,701	—	—	—	1 年 以 下		42,981	15,961	3,012	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		22,042	5,732	4,264	—	—	—	1 年 超 3 年 以 下		19,513	7,237	5,226	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		19,903	8,261	9,599	—	—	—	3 年 超 5 年 以 下		23,524	7,788	8,735	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		10,705	8,029	2,676	—	—	—	5 年 超 7 年 以 下		11,699	7,756	3,774	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		25,496	12,113	10,375	—	—	—	7 年 超 10 年 以 下		28,493	13,366	12,127	—	—	—
1 0 年 超		159,308	72,348	80,443	—	—	—	1 0 年 超		162,822	75,946	80,375	—	—	—
期間の定めのないもの		49,055	358	3,615	—	—	—	期間の定めのないもの		37,215	3,429	3,917	—	—	—
残存期間別合計		328,291	119,674	113,676	—	—	—	残存期間別合計		326,249	131,486	117,170	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

ロ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,336	—	3,336	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	2,143	29,568	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	464	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	48,878	7,379	48,878	736	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	1,128	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	171	—	26	—	2	10
我が国の政府関係機関向け	32,338	—	32,157	—	3,215	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,637	—	81,637	—	19,893	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,336	—	80,336	—	19,633	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	24,753	2,263	23,481	500	19,840	83
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,940	36,157	7,855	561	4,316	51
トランザクター向け	—	30,991	—	404	138	34
不動産関連向け	62,180	—	61,699	—	37,698	61
自己居住用不動産等向け	18,762	—	18,604	—	9,622	52
賃貸用不動産向け	40,618	—	40,381	—	25,887	64
事業用不動産関連向け	1,314	—	1,290	—	1,334	103
その他不動産関連向け	1,485	—	1,422	—	853	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,751	—	7,751	—	7,751	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,591	529	1,553	467	2,817	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	144	—	143	—	109	76
取立未済手形	40	—	40	—	8	20
信用保証協会等による保証付	8,057	0	8,057	0	804	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	129	—	129	—	129	100
合計					96,589	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ハ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	3,336	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	49,614	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	32,157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	64,148	—	16,104	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	62,847	—	16,104	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	801	—	—	—	—	—	—	—	—	1,101	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	404	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	404	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	558	503	4,252	—	1,710	—	1,054	—	9,500	2,208	—	14,285	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	558	503	1,431	—	—	—	1,054	—	—	2,208	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,820	—	1,710	—	—	—	9,500	—	—	12,862	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,422	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11	8,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	84,124	40,230	—	65,548	503,852	20,356	—	1,710	—	1,135	—	9,905	3,334	—	14,285	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

自己資本の充実の状況等について

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,336
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,568
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49,614
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,128
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,157
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	81,637
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	80,336
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	100	-	19,145	-	-	2,833	-	-	-	-	-	-	-	-	23,981
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	6,382	-	-	-	-	1,629	-	-	-	-	-	-	-	-	8,417
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
不動産関連向け	12,975	5,721	-	-	152	-	-	7,782	983	-	-	9	-	-	-	61,699
自己居住用不動産等向け	12,831	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,604
賃貸用不動産向け	-	5,704	-	-	-	-	-	7,782	-	-	-	-	-	-	-	40,381
事業用不動産関連向け	144	-	-	-	152	-	-	-	983	-	-	9	-	-	-	1,290
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,751	-	-	-	7,751
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	298	-	-	-	-	1,697	-	-	-	2,021
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	-	143
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,057
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,325	-	-	-	-	-	5,122	-	-	9,448
合計	12,975	12,204	-	19,145	152	-	9,231	7,782	983	-	-	10,763	5,122	-	-	319,496

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	87,937
10%	—	38,080
20%	8,701	81,452
35%	—	9,680
50%	7,421	10
70%	—	—
75%	—	28,702
100%	3,156	57,706
150%	—	317
250%	—	5,123
1250%	—	—
合 計	328,291	

(注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	213,511	7,364	10	213,778
40%～70%	41,465	30,991	10	41,635
75%	13,149	5,072	11	12,204
80%	—	—	—	—
85%	20,126	1,580	17	19,145
90%～100%	9,198	781	31	9,383
105%～130%	8,829	0	0	8,766
150%	9,028	524	89	9,459
250%	5,122	0	0	5,122
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	320,432	46,314	12	319,496

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前の
オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーの
オフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

子会社の名信ビジネスサービス株式会社は、当信用金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、下記の定量開示項目は記載しておりません。

- (5) 信用リスク削減手法に関する事項
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

目次

財務諸表

- 42 貸借対照表
- 44 損益計算書
- 45 剰余金処分計算書
- 45 会計監査人による監査報告
- 45 経営者の確認書
- 46 財務諸表の注記事項

不良債権の状況

- 48 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
- 48 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- 48 貸出金償却の額

主要な業務の状況を示す指標

- 49 業務粗利益
- 49 業務純益
- 49 利鞘
- 49 利益率
- 49 受取利息及び支払利息の増減
- 49 資金運用収支の内訳

預金に関する指標

- 50 預金積金及び譲渡性預金平均残高
- 50 定期預金残高

貸出金等に関する指標

- 50 貸出金平均残高
- 50 貸出金業種別内訳
- 51 貸出金使途別内訳
- 51 貸出金の担保別内訳
- 51 債務保証見返の担保別内訳
- 51 預貸率
- 51 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
- 51 消費者ローン・住宅ローン残高

有価証券に関する指標

- 51 商品有価証券の種類別の平均残高
- 51 有価証券の種類別の平均残高
- 51 預証率
- 52 有価証券の種類別の残存期間別残高

有価証券等の時価及び評価損益

- 52 売買目的有価証券
- 52 満期保有目的の債券
- 53 その他有価証券
- 53 子会社株式
- 53 市場価格のない株式等及び組合出資金
- 53 運用目的の金銭の信託
- 53 満期保有目的の金銭の信託
- 53 その他の金銭の信託

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- 53 デリバティブ取引

貸借対照表

(単位:百万円)

資 産

お客さまからお預かりした預金を、どのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券による運用などがあります。また、固定資産の状況も表しています。

預け金

他の金融機関に預けている資金を処理する勘定です。日本銀行や信金中央金庫が主な預け先です。

未決済為替貸

他の金融機関からの振込などをお客さまへ支払った場合の相手金融機関への一時的立て替え分を表す勘定です。

前払年金費用

年金財政計算による年金資産の額が退職給付債務を超える場合この勘定で処理します。

繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来減算一時差異に係る税金相当額を、将来の会計期間において回収又は支払いが見込まれる範囲内で計上する科目です。

科 目	第73期 (令和6年3月末)	第74期 (令和7年3月末)
(資産の部)		
現金	3,316	3,336
預 け 金	76,157	69,274
買 入 金 銭 債 権	306	217
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	123,298	120,800
国 債	4,153	4,336
地 方 債	26,864	25,332
社 債	49,389	49,566
株 式	221	269
そ の 他 の 証 券	42,669	41,295
貸 出 金	118,603	126,017
割 引 手 形	353	144
手 形 貸 付	8,524	10,744
証 書 貸 付	106,901	111,683
当 座 貸 越	2,824	3,444
そ の 他 資 産	2,151	2,184
未 決 済 為 替 貸	50	40
信 金 中 金 出 資 金	1,554	1,554
前 払 費 用	0	1
未 収 収 益	460	505
そ の 他 の 資 産	84	82
有 形 固 定 資 産	2,625	2,601
建 物	1,768	1,662
土 地	673	673
リ ー ス 資 産	41	22
建 設 仮 勘 定	—	114
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	143	128
無 形 固 定 資 産	49	38
ソ フ ト ウ ェ ア	42	31
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7	7
前 払 年 金 費 用	386	372
繰 延 税 金 資 産	485	2,067
債 務 保 証 見 返	1,233	1,081
貸 倒 引 当 金	△ 614	△ 637
(うち個別貸倒引当金)	(△ 381)	(△ 416)
資 産 の 部 合 計	327,998	327,355

(単位:百万円)

負 債

ご融資している資金をどのように調達しているかを表しております。ほとんどがお客さまからお預かりしている預金です。

未決済為替借

振込依頼を受けた時に、相手金融機関に支払うまでの間一時的に預かっておく勘定です。

給付補填備金

定期積金の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(未払利息相当額)の所要額を処理する勘定です。

払戻未済金

法定脱退した会員の方の持分を期末の財産確定まで預かる勘定です。

払戻未済持分

財産確定後支払いが行われるまでの間、払戻額を留保しておく勘定です。

資産除去債務

有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される除去費用を計上する勘定です。

繰延税金負債

税効果会計の適用により、将来支払いが見込まれる税金の額を計上する科目です。

その他有価証券評価差額金

有価証券のうちその他有価証券の評価差額金(税効果勘案後)を計上する勘定です。

科 目	第73期 (令和6年3月末)	第74期 (令和7年3月末)
(負債の部)		
預 金 積 金	304,979	307,456
当 座 預 金	5,420	4,789
普 通 預 金	142,454	145,052
貯 蓄 預 金	171	194
通 知 預 金	500	—
定 期 預 金	145,528	146,395
定 期 積 金	9,688	9,033
そ の 他 の 預 金	1,215	1,990
そ の 他 負 債	773	880
未 決 済 為 替 借	118	55
未 払 費 用	126	214
給 付 補 填 備 金	5	3
未 払 法 人 税 等	277	277
前 受 収 益	115	136
払 戻 未 済 金	3	3
払 戻 未 済 持 分	4	3
リ ー ス 債 務	44	24
資 産 除 去 債 務	53	53
そ の 他 の 負 債	23	108
賞 与 引 当 金	92	91
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129	74
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	0	1
偶 発 損 失 引 当 金	58	52
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	1,233	1,081
負 債 の 部 合 計	307,267	309,638
(純資産の部)		
出 資 金	753	751
普 通 出 資 金	753	751
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	21,083	22,046
利 益 準 備 金	755	753
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,328	21,293
特 別 積 立 金	19,300	20,200
(うち経営安定強化積立金)	(2,800)	(2,800)
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	1,028	1,093
会 員 勘 定 合 計	21,837	22,798
その他有価証券評価差額金	△ 1,106	△ 5,081
純 資 産 の 部 合 計	20,730	17,716
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	327,998	327,355

損益計算書

(単位:千円)

資金運用収益

貸出金や有価証券の利息など、資金を運用して得た利息収入です。

役務取引等収益

お客さまから受け入れた、振込手数料などの収入です。

資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。ほとんどが預金利息です。

役務取引等費用

他から受けた役務の提供の対価として支払う手数料等です。

科 目	第73期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第74期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経 常 収 益	4,266,047	4,510,217
資 金 運 用 収 益	3,915,705	4,200,768
貸 出 金 利 息	2,042,313	2,176,780
預 け 金 利 息	128,089	213,083
有価証券利息配当金	1,715,940	1,779,559
その他の受入利息	29,363	31,345
役 務 取 引 等 収 益	244,455	248,586
受 入 為 替 手 数 料	93,520	95,766
その他の役務収益	150,935	152,819
そ の 他 業 務 収 益	57,487	51,739
国債等債券売却益	23	—
国債等債券償還益	2,703	—
その他の業務収益	54,761	51,739
そ の 他 経 常 収 益	48,399	9,123
貸倒引当金戻入益	35,261	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	557	404
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	12,581	8,718
経 常 費 用	2,929,766	3,149,869
資 金 調 達 費 用	66,462	232,903
預 金 利 息	63,585	229,583
給付補填備金繰入額	2,877	3,320
役 務 取 引 等 費 用	160,770	167,318
支 払 為 替 手 数 料	33,995	36,232
その他の役務費用	126,774	131,085
そ の 他 業 務 費 用	112,177	50,927
国債等債券売却損	53,510	—
国債等債券償還損	5,776	49,577
国債等債券償却	52,540	—
その他の業務費用	350	1,350
経 常 費	2,588,301	2,664,040
人 件 費	1,346,933	1,458,668
物 件 費	1,154,178	1,123,215
税 金	87,190	82,156
そ の 他 経 常 費 用	2,054	34,679
貸倒引当金繰入額	—	23,954
貸出金償却	—	—
株式等売却損	614	1,728
株式等償却	—	—
その他の資産償却	—	—
その他の経常費用	1,439	8,996
経 常 利 益	1,336,281	1,360,347

(単位:千円)

減損損失

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理した損失額を計上する科目です。

法人税等調整額

「税効果会計」により、将来回収又は支払いが見込まれる税金のうち、当期に発生した金額を計上することで税引前当期純利益を合理的に対応させるための科目です。

科 目	第73期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第74期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
特 別 利 益	164	225
固 定 資 産 処 分 益	164	225
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	442	3,979
固 定 資 産 処 分 損	289	109
減 損 損 失	153	69
そ の 他 の 特 別 損 失	—	3,800
税 引 前 当 期 純 利 益	1,336,002	1,356,594
法人税、住民税及び事業税	359,987	358,337
法 人 税 等 調 整 額	13,165	4,928
法 人 税 等 合 計	373,153	363,265
当 期 純 利 益	962,849	993,328
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	65,358	99,711
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,028,208	1,093,040

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第73期	第74期
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,028,208,162	1,093,040,317
積 立 金 取 崩 額	1,599,000	1,808,000
利 益 準 備 金 取 崩 額	1,599,000	1,808,000
剰 余 金 処 分 額	930,095,641	1,030,048,585
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	〈年4%〉 30,095,641	〈年4%〉 30,048,585
特 別 積 立 金	900,000,000	1,000,000,000
(経 営 安 定 強 化 積 立 金)	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	99,711,521	64,799,732

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき監査法人夏目事務所の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について、適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月17日

北星信用金庫

理事長 岡田 伸一

財務諸表の注記事項

《貸借対照表》

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年～50年
動 産 2年～39年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年～7年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準(則り)次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の償還価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、その金額はありません。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び総合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
総合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております)

なお、それぞれの企業年金制度全体(総合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(総合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

<総合設立型厚生年金基金>

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)

	0.2014%
--	---------

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び年金財政計算上の別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年09月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金33百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

<総合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)>

①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	95,363千円
年金財政計算上の数理債務額	79,191千円
差引額	16,172千円

②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)

	3.1933%
--	---------

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,443千円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金7千円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報と合わせて注記しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税法等に基づいて行っております。ただし、有形固定資産に係る除却対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

637百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

3,055百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 253百万円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 37百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 5,361百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 17百万円

21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	497百万円
危険債権額	1,484百万円
三月以上延滞債権額	31百万円
貸出条件緩和債権額	1,021百万円
小計額	3,034百万円
正常債権額	124,132百万円
合計額	127,167百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金銭取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その総額金額は144百万円です。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金 9百万円 預け金 6百万円 有価証券 2,195百万円

担保資産に対応する債務

預金 199百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金9,000百万円、借入金の担保として預け金3,000百万円を差し入れております。

24. 出資1口当たりの純資産額

1,178円18銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、残高が少なく全体に与える影響は僅かとなっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に貸出審査会を開催し審議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経理証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、常務会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

経理証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は、経理証券部より常務会へ定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で7,683百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられない急激な市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づいた価額は、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価

技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	69,274	69,268	△6
(2) 有価証券	120,708	119,970	△738
満期保有目的の債券	3,434	2,695	△738
その他有価証券	117,274	117,274	—
(3) 貸出金(※2)	126,017		
貸倒引当金	△637		
	125,380	125,842	462
金融資産計	315,362	315,080	△282
(1) 預金積金(※1)	307,456	306,080	△1,375
金融負債計	307,456	306,080	△1,375

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)		貸借対照表計上額
区 分		
子会社・子法人等株式(※1)	10	
非上場株式(※1)	63	
信金中央金庫出資金(※1)	1,554	
組合出資金(※2)	18	
その他	3	
合 計	1,649	

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準摘要指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

(単位:百万円)			
満期保有目的の債券	貸借対照表 計上額	時価	差額
種 類			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
貸借対照表 計上額を 超えるもの	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	434	561	126
小 計	434	561	126
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
貸借対照表 計上額を 超えないもの	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	200	123	△ 76
そ の 他	2,800	2,010	△789
小 計	3,000	2,134	△865
合 計	3,434	2,695	△738

(単位:百万円)			
その他有価証券	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
種 類			
株式	196	44	151
債券	5,767	5,682	85
国債	—	—	—
地方債	2,284	2,261	23
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	3,482	3,420	61
その他	20,953	18,095	2,858
小計	26,917	23,822	3,095

	株式	—	—
貸借対照表	債券	73,268	80,881
計上額が	国債	4,336	4,982
取得原価を	地方債	23,047	25,659
超えないもの	短期社債	—	—
	社債	45,883	50,239
	その他	17,088	19,662
	小計	90,356	100,544
	合計	117,274	124,366

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,194百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,186百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相対の事由があるときは、当座庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
貸倒引当金	62百万円	退職給付引当金(前払年金費用)	105百万円
役員退職慰労引当金	21百万円	その他有価証券評価差額金	877百万円
賞与引当金	25百万円	その他	4百万円
その他有価証券評価差額金	2,887百万円	繰延税金負債合計	987百万円
繰延税金資産小計	3,086百万円		
評価性引当額	△31百万円		
繰延税金資産合計	3,055百万円	繰延税金資産の純額	2,067百万円

(注1)「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.64%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.35%となります。この税率変更により、当期純利益に与える影響は僅かとなっております。

31. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	2百万円
契約負債	—百万円

《損益計算書》

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 638千円
子会社との取引による費用総額 140,299千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 66円5銭
- 固定資産の減損損失に関する事項は次の通りとなっております。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	資産グループ	種類	場所	減損損失の金額
店舗	音威子府支店	土地	中川郡音威子府村	69千円

(2) 減損損失に至った経緯

割引前キャッシュフローの総額が資産グループの期末帳簿価格を下回ったため。

(3) 資産グループの概要とグルーピングの方法

キャッシュフローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用し、路線価及び固定資産税評価額を基準に時価を算定しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金・代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との取引から生じる収益に該当しないため記載していません。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位: 百万円, %)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b) / (a)	引当率 (%) (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和 5 年度	438	438	247	190	100.00	100.00
	令和 6 年度	497	496	310	186	100.00	100.00
危 険 債 権	令和 5 年度	1,930	1,848	1,658	190	95.77	70.00
	令和 6 年度	1,484	1,385	1,156	229	93.37	69.99
要 管 理 債 権	令和 5 年度	1,160	536	449	86	46.19	12.17
	令和 6 年度	1,052	461	383	78	43.87	11.73
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和 5 年度	82	82	82	—	100.00	—
	令和 6 年度	31	24	22	2	77.41	22.22
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和 5 年度	1,078	453	367	86	42.09	12.17
	令和 6 年度	1,021	436	360	76	42.76	11.53
小 計 (A)	令和 5 年度	3,529	2,823	2,355	467	79.99	39.84
	令和 6 年度	3,034	2,344	1,850	494	77.28	41.78
正 常 債 権 (B)	令和 5 年度	116,401					
	令和 6 年度	124,132					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和 5 年度	119,930					
	令和 6 年度	127,167					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 5 年度	224	233	—	224	233
	令和 6 年度	233	221	—	233	221
個別貸倒引当金	令和 5 年度	424	381	—	424	381
	令和 6 年度	381	416	—	381	416
合 計	令和 5 年度	649	614	—	649	614
	令和 6 年度	614	637	—	614	637

貸出金償却の額

(単位: 千円)

令和 5 年度	—
令和 6 年度	—

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位:百万円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 支	3,849	3,967
資 金 運 用 収 益	3,915	4,200
資 金 調 達 費 用	66	232
役 務 取 引 等 収 支	83	81
役 務 取 引 等 収 益	244	248
役 務 取 引 等 費 用	160	167
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 54	0
そ の 他 業 務 収 益	57	51
そ の 他 業 務 費 用	112	50
業 務 粗 利 益	3,878	4,049
業 務 粗 利 益 率	1.23	1.26

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
業 務 純 益	1,310	1,423
実 質 業 務 純 益	1,310	1,411
コ ア 業 務 純 益	1,419	1,460
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,419	1,456

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこと
としています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入
額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務粗利益－一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債
券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■利鞘

(単位:%)

項 目	令和5年度	令和6年度
総 資 金 利 鞘	0.36	0.36
資 金 運 用 利 回 り	1.24	1.31
資 金 調 達 原 価 率	0.87	0.94

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

科 目		令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	平均残高	315,258	320,105
	利 息	3,915	4,200
	利 回 り	1.24	1.31
貸 出 金	平均残高	112,818	117,033
	利 息	2,042	2,176
	利 回 り	1.81	1.85
預 け 金	平均残高	77,815	74,224
	利 息	128	213
	利 回 り	0.16	0.28
有 価 証 券	平均残高	123,156	126,901
	利 息	1,715	1,779
	利 回 り	1.39	1.40
資金調達勘定	平均残高	299,876	303,777
	利 息	66	232
	利 回 り	0.02	0.07
預 金 積 金	平均残高	299,876	303,777
	利 息	66	232
	利 回 り	0.02	0.07
譲 渡 性 預 金	平均残高	—	—
	利 息	—	—
	利 回 り	—	—
借 用 金	平均残高	—	—
	利 息	—	—
	利 回 り	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度143百万円、令和6年度148百万円)を、
それぞれ控除して表示しております。

■利益率

(単位:%)

項 目	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.41	0.41
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.29	0.30

総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(除く債務保証見返)}} \times 100$

■受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

科 目	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息 合 計	46	216	262	133	151	285
貸 出 金	40	133	174	77	56	134
預 け 金	6	19	25	△ 5	90	84
有 価 証 券	2	61	64	52	11	63
そ の 他	△ 2	1	△ 1	8	△ 6	1
支 払 利 息 合 計	1	6	7	0	165	166
預 金 積 金	1	6	7	0	165	166
借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しています。

預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	平均残高	平均残高
流動性預金	136,125	141,669
うち有利息預金	117,177	122,690
定期性預金	162,792	161,086
うち固定金利定期預金	153,048	151,519
うち変動金利定期預金	31	23
その他の	958	1,021
計	299,876	303,777
譲渡性預金	—	—
合計	299,876	303,777

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■ 定期預金残高 (単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
定期預金	145,528	155,429
固定金利定期預金	145,500	155,405
変動金利定期預金	27	24

貸出金等に関する指標

■ 貸出金平均残高 (単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
割引手形	228	213
手形貸付	5,671	6,358
証書貸付	104,662	107,875
当座貸越	2,255	2,586
合計	112,818	117,033

■ 貸出金業種別内訳 (単位:先、百万円、%)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	82	1,882	1.58	78	1,932	1.53
農業、林業	36	574	0.48	31	574	0.45
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	117	0.09	2	102	0.08
建設業	203	5,884	4.96	212	6,047	4.79
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	8	127	0.10	8	118	0.09
運輸業、郵便業	39	889	0.74	38	869	0.68
卸売業、小売業	199	6,151	5.18	190	6,887	5.46
金融業、保険業	13	2,775	2.33	12	3,292	2.61
不動産業	673	46,324	39.05	675	49,933	39.62
物品賃貸業	5	444	0.37	4	419	0.33
学術研究、専門・技術サービス業	15	388	0.32	17	380	0.30
宿泊業	14	1,204	1.01	14	1,234	0.97
飲食業	96	1,048	0.88	90	1,017	0.80
生活関連サービス業、娯楽業	32	341	0.28	31	312	0.24
教育、学習支援業	3	53	0.04	3	59	0.04
医療、福祉	91	5,321	4.48	89	5,197	4.12
その他のサービス	109	2,715	2.28	112	2,952	2.34
小計	1,620	76,245	64.28	1,606	81,333	64.54
国・地方公共団体等	13	18,220	15.36	14	19,909	15.79
個人	4,377	24,136	20.35	4,227	24,775	19.66
合計	6,010	118,603	100.00	5,847	126,017	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



シマエナガ

貸出金等に関する指標

貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	80,836	68.16	85,120	67.55%
運 転 資 金	37,766	31.84	40,897	32.45%
合 計	118,603	100.00	126,017	100.00%

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	644	554
有 価 証 券	6	6
動 産	—	—
不 動 産	56,498	59,194
そ の 他	—	—
計	57,149	59,755
信用保証協会・信用保険	15,902	16,618
保 証	28,544	32,510
信 用	17,006	17,132
合 計	118,603	126,017

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	43	33
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	911	738
そ の 他	—	—
計	954	772
信用保証協会・信用保険	0	0
保 証	94	85
信 用	183	222
合 計	1,233	1,081

預貸率

(単位:%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末預貸率	期中平均預貸率	期末預貸率	期中平均預貸率
預 貸 率	38.88	37.62	40.98	38.52

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 型	59,667	62,841
変 動 金 利 型	58,935	63,176
合 計	118,603	126,017

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
消 費 者 ロ ー ン	4,208	4,083
住 宅 ロ ー ン	19,927	20,692
合 計	24,136	24,775

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
国 債	4,823	4,959
地 方 債	27,835	28,168
社 債	49,271	52,490
株 式	142	117
投 資 信 託	3,842	3,554
外 国 証 券	29,656	29,931
そ の 他 の 証 券	7,583	7,679
合 計	123,156	126,901

預証率

(単位:%)

項 目	令和5年度	令和6年度
期 末 預 証 率	40.42	39.29
期 中 平 均 預 証 率	41.06	41.77

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

科 目	令和5年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	1,949	2,204	—	4,153
地 方 債	2,404	1,702	5,064	1,966	3,472	12,253	—	26,864
社 債	300	2,082	2,733	438	494	39,789	3,550	49,389
株 式	—	—	—	—	—	—	221	221
外 国 証 券	—	512	1,795	285	4,958	22,444	—	29,995
そ の 他 の 証 券	135	1,587	789	810	178	—	9,172	12,674
合 計	2,840	5,884	10,383	3,500	11,053	76,691	12,943	123,298
科 目	令和6年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	930	1,408	1,997	—	4,336
地 方 債	1,198	2,846	2,974	1,694	5,104	11,513	—	25,332
社 債	1,305	1,050	4,758	402	646	37,663	3,739	49,566
株 式	—	—	—	—	—	—	269	269
外 国 証 券	501	1,277	767	776	4,828	20,783	—	28,935
そ の 他 の 証 券	296	709	817	793	245	120	9,377	12,360
合 計	3,301	5,883	9,318	4,597	12,233	72,078	13,386	120,800

有価証券等の時価及び評価損益

■売買目的有価証券 該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	426	576	150	434	561	126
	小 計	426	576	150	434	561	126
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	144	△55	200	123	△76
	そ の 他	2,500	1,996	△503	2,800	2,010	△789
	小 計	2,700	2,141	△558	3,000	2,134	△865
合 計		3,126	2,717	△408	3,434	2,695	△738

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券等の時価及び評価損益

■**その他有価証券**

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	147	44	103	196	44	151
	債 券	20,022	19,685	336	5,767	5,682	85
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	8,161	8,035	125	2,284	2,261	23
	社 債	11,861	11,649	211	3,482	3,420	61
	そ の 他	25,883	22,582	3,300	20,953	18,095	2,858
	小 計	46,053	42,312	3,741	26,917	23,822	3,095
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	63	63	—	—	—	—
	債 券	60,184	63,921	△3,736	73,268	80,881	△ 7,613
	国 債	4,153	4,481	△ 328	4,336	4,982	△ 646
	地方債	18,702	19,977	△1,274	23,047	25,659	△ 2,611
	社 債	37,328	39,462	△2,134	45,883	50,239	△ 4,355
	そ の 他	13,860	15,393	△1,533	17,088	19,662	△ 2,573
	小 計	74,108	79,378	△5,270	90,356	100,544	△10,187
合 計		120,161	121,690	△1,529	117,274	124,366	△ 7,092

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■**子会社株式**

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

■**市場価格のない株式等及び組合出資金**

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	10	10
非 上 場 株 式	63	63
信金中央金庫出資金	1,554	1,554
組 合 出 資 金	20	18
そ の 他	3	3
合 計	1,651	1,649

■**運用目的の金銭の信託** 該当ありません。

■**満期保有目的の金銭の信託** 該当ありません。

■**その他の金銭の信託**

(単位:百万円)

令和5年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
—	—	—	—	—

令和6年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
—	—	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

下記の取引は、令和7年3月末現在において、該当ありません。

デリバティブ取引

■金利関連取引 ■通貨関連取引 ■株式関連取引 ■債券関連取引 ■商品関連取引 ■クレジットデリバティブ取引

開示項目索引

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概要及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	10
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	10
(3) 会計監査人の氏名又は名称	45
(4) 事務所の名称及び所在地	13～14

2. 金庫の主要な事業の内容

15

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	9
② 経常利益又は経常損失	9
③ 当期純利益又は当期純損失	9
④ 出資総額及び出資総口数	9
⑤ 純資産額	9
⑥ 総資産額	9
⑦ 預金積金残高	9
⑧ 貸出金残高	9
⑨ 有価証券残高	9
⑩ 単体自己資本比率	9
⑪ 出資に対する配当金	9
⑫ 職員数	9
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	49
ロ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	49
ハ. 資金運用収支	49
二. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	49
ホ. 受取利息及び支払利息の増減	49
ヘ. 総資産経常利益率	49
ト. 総資産当期純利益率	49
② 預金に関する指標	
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	50
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	50
③ 貸出金等に関する指標	
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	50
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	51
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返	51
二. 使途別の貸出金残高	51
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	50
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	51
④ 有価証券に関する指標	
イ. 有価証券の種類別の平均残高	51
ロ. 預証率の期末値及び期中平均値	51

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	17
(2) 法令等遵守の体制	17
(3) 地域密着型金融の取り組み	5
(4) 金融ADR制度への対応	19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	42～45
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までの合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48
② 危険債権	48
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	48
④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	48
⑤ 正常債権	48
(3) 自己資本の充実の状況	21～40
(4) 次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	53
② 金銭の信託	53
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	53
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
(6) 貸出金償却の額	48
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	45

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の

状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 10

金融再生法に基づく開示

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48
2. 危険債権	48
3. 要管理債権	48
4. 正常債権	48

第3の柱に基づく開示

自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（告示）

1. 定性的な開示項目	21
2. 定量的な開示項目	24

まごころ、きらり



北星信用金庫

〒096-0012 名寄市西2条南5丁目5番地
TEL:01654-2-1111
FAX:01654-3-0940

【北星信用金庫ホームページアドレス】

<https://www.hokusei-shinkin.co.jp/>

発行:令和7年7月 北星信用金庫